長泉町地球温暖化対策地方公共団体実行計画

【区域施策編】 改訂版











目 次

第1章	計画策定の背景と基本的事項
第1節	地球温暖化とは2
第2節	地球温暖化対策に関する動向6
第3節	計画の基本的事項9
第2章	地球温暖化に関する本町の現状 11
第1節	町の地域特性12
第2節	地球温暖化に関する現状16
第3節	町民・事業者の意識22
第4節	現状のまとめと課題25
第3章	地球温暖化対策の 戦略·······27
第1節	温室効果ガス排出量の将来予測 ·······28
第2節	温室効果ガス排出量の削減目標 ·······29
第3節	望ましい環境像・環境目標32
第4章	地球温暖化対策の取り組み ······41
第1節	再生可能エネルギーを普及させる42
第2節	省エネルギーを推進する44
第3節	
第4節	ごみのない循環型のまちにする ·······50
第5節	地球温暖化に適応する53
第5章	推進体制・進行管理 ······55
第1節	推進体制
第2節	進行管理58
資料編	59



第1章

計画策定の背景と基本的事項

第1節 地球温暖化とは

第2節 地球温暖化対策に関する動向

第3節 計画の基本的事項



第1節 地球温暖化とは



地球温暖化のメカニズム

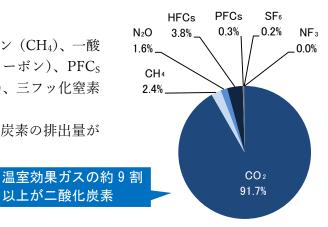
■ 温室効果ガスとは?

大気中の二酸化炭素が地表から放射される赤外線を吸収し、 エネルギーを保持することで、地球上は人や生き物にとって住 みやすい温度に保たれています。もし大気中に二酸化炭素が全 くなかった場合、地球の気温は今よりもかなり低く、人類の生 活が困難な環境になると考えられています。このような働きの ことを「温室効果」といい、二酸化炭素のように赤外線を吸収 する働きを持つ気体のことを「温室効果ガス」といいます。

温室効果ガスの種類

温室効果ガスには、二酸化炭素 (CO₂)、メタン (CH₄)、一酸 化二窒素 (N_2O) 、 HFC_s $(ハイドロフルオロカーボン)、<math>PFC_s$ (パーフルオロカーボン)、六フッ化硫黄 (SF₆)、三フッ化窒素 (NF_3) などの種類があります。

日本が排出する温室効果ガスのうち、二酸化炭素の排出量が 全体の排出量の約92%を占めています。

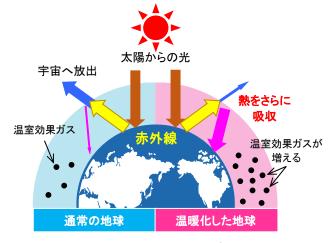


日本が排出する温室効果ガスの内訳 (2018年度)

【資料:環境省】

■ 地球温暖化が生じるメカニズム

18世紀後半に起こった産業革命以降、化石燃 料の使用など人間の活動が活発になり、温室効 果ガスが大量に排出されるようになりました。 それによって、大気中の温室効果ガス濃度が高 くなり、太陽からの日射や宇宙へ放出する熱も これまでより多く温室効果ガスに吸収される ことになります。こうしたメカニズムにより地 表面の温度が上昇し、地球温暖化が進んでいる と考えられています。



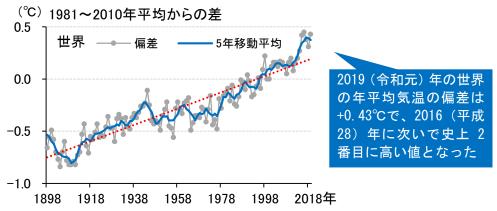
地球温暖化のメカニズム

以上が二酸化炭素

2 地球温暖化による気温変化の現状

■ 世界の平均気温の変化

2019 (令和元) 年の世界の年平均気温 (陸域における地表付近の気温と海面水温の平均) の偏差 (1981 (昭和 56) ~2010 (平成 22) 年平均からの差) は+0.43℃で、統計開始年の 1891 (明治 24) 年以降では、2016 (平成 28) 年度の+0.45℃に次いで 2番目に高い値となりました。



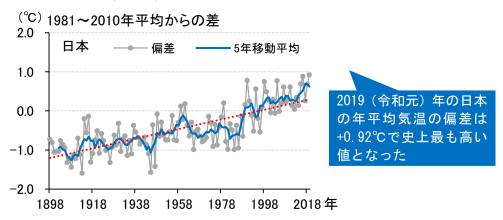
注)細線(黒)は各年の基準値からの偏差を示している。

太線 (青) は偏差の5 年移動平均、直線 (赤) は変化傾向を示している。 基準値は 1981~2010 年の30 年平均値。 世界の年平均気温の経年変化 (1891~2019 年)

【資料:気象庁】

日本の平均気温の変化

2019 (令和元) 年の日本の年平均気温の偏差は+0.92°Cで、1898 (明治 31) 年以降で最も高い値となりました。日本の年平均気温は上下に変動を繰り返しながら上昇しており、上昇率は 100 年あたり1.24°Cとなっています。1940 (昭和 15) 年代までは比較的低温の期間が続いていましたが、その後上昇に転じ、1960 (昭和 35) 年頃を中心とした高温の時期、それ以降 1980 (昭和 55) 年代半ばまでのやや低温の時期を経て、1980 (昭和 55) 年代後半に急速に気温が上昇しました。日本の気温が顕著な高温を記録した年は、概ね 1990 (平成 2) 年以降に集中しています。



注) 細線(黒) は、国内 15 観測地点での年平均気温の基準値からの偏差を平均した値を示している。 太線(青) は偏差の5 年移動平均を示し、直線(赤) は長期的な傾向を示している。 基準値は 1981~2010 年の平均値。

日本での年平均気温の経年変化(1898~2019年)

【資料:気象庁】

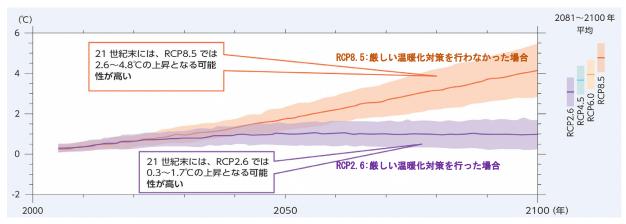
3 地球温暖化による影響予測

「IPCC (気候変動に関する政府間パネル)」はこれまで5回、地球温暖化の科学・影響・対策に関する評価報告書を公表しています。2014 (平成26)年に発表した最新の報告書である「第5次評価報告書・統合報告書」によると、人間活動により地球温暖化が進行していることが改めて確認されました。

■ 気温上昇の 4 つのシナリオ

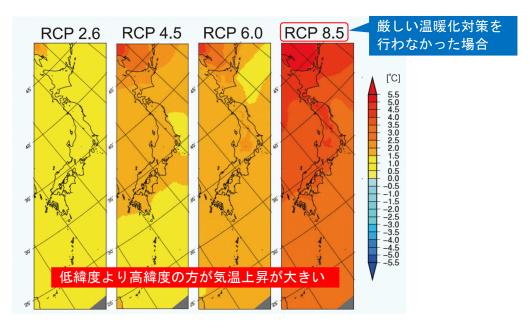
IPCC の報告書では、2081(令和 63)~2100(令和 82)年の地球の気温を、今後すぐに強力な温室効果ガス排出規制が実施された場合(RCP2.6:約 1.0° C上昇、予測幅 0.3~ 1.7° C)から、温室効果ガスの排出がずっと増加した場合(RCP8.5:約 3.7° C上昇、予測幅 2.6° C~ 4.8° C)まで、全部で 4 つのシナリオを予測しています。この予測によれば、今世紀末には最大で気温が 4.8° C、海面が 82cm 上昇することになります。

また、環境省及び気象庁の予測によると、今世紀末における日本の年平均気温は全国的に上昇 (RCP2.6 は $0.5\sim1.7^{\circ}$ C、RCP8.5 は $3.4\sim5.4^{\circ}$ C上昇) し、気温上昇は特に低緯度より高緯度の方が大き い傾向にあります。



世界平均地上気温の変化(1986~2005年の平均値との差)

【資料:平成27年版環境白書(環境省)】



日本における年平均気温の変化の分布

【資料:21世紀末における日本の気候(環境省)】

■ 気温上昇による影響

気温の上昇による地球環境への影響としては、北極・南極の氷や氷河が溶ける、海面水位の上昇による陸域の減少、豪雨や干ばつなどの異常現象の増加、生態系への影響や砂漠化の進行、農業生産や水資源への影響、マラリアなどの熱帯性感染症の増加などがあげられています。

日本においても、海抜の低い地域の水没や高潮などの被害増大、農業への影響、自然環境への影響などの危険性があげられています。



20 世紀の 100 年間で、 海面は<u>約 17cm</u> 上昇しました。

海面が上昇して島が沈む











大雨が多くなる

■ 気温上昇を 2℃未満にするためにすべきこと

IPCC の報告書によると、産業革命前からの気温上昇を 2℃未満に抑えるという国際目標を達成するためには、今後の二酸化炭素排出量を 1兆 t 以下に抑える必要があることや、地球温暖化の深刻な悪影響を避けるために、今世紀末に温室効果ガスの排出量を実質ゼロにする必要があると指摘しています。

気温上昇を 2℃未満にするための国際的な取り決め ~パリ協定~

2015 (平成 27) 年 12 月、「国連気候変動枠組み条約第 21 回締約国会議」(COP21) でパリ協定が採択されました。パリ協定の主のポイントは、以下のとおりです。

- ○産業革命前からの気温上昇を 2℃未満にすることが目的で、1.5℃に抑えるよう努力する。
- 〇今世紀後半、温室効果ガス排出量と森林などによる吸収量のバランスを取って、実質的な排出 をゼロにする。
- ○全ての国が温室効果ガスの排出削減に取り組み、その内容を報告する。
- ○対策の進み具合を確認して強化するため、目標を5年ごとに見直す。
- ○先進国は総量削減目標を定め、発展途上国も総量削減目標を持つことを推奨する。
- ○先進国が途上国に支援資金を提供、その他の国が自主的に提供することを推奨する。

第2節 地球温暖化対策に関する動向



1 国際社会の取り組み

■ 京都議定書・第一約束期間

1997 (平成 9) 年に京都で開催された「国連気候変動枠組条約第 3 回締約国会議」 (COP3) では、地球温暖化を防止するための温室効果ガス排出削減を規定した国際的な枠組みである「京都議定書」が締結されました。京都議定書の中で日本は、第一約束期間の 2008 (平成 20) 年から 2012 (平成 24) 年の 5 年間に、温室効果ガス排出量を 1990 (平成 2) 年比で 6%削減するという目標が設定されました。



■ 京都議定書・第二約束期間

2012 (平成 24) 年 12 月に開催された COP18 (ドーハ会議) では、京都議定書が 12 月 31 日に期限 切れを迎える第 1 約束期間を引き継ぐ第二約束期間として延長されました。第二約束期間は 2013 (平成 25) 年 1 月 1 日から 2020 (令和 2) 年までとされ、欧州連合 (EU) 加盟 27 か国のほか、オーストラリアやスイスなどの先進国 10 か国が参加しました。

なお、日本は第二約束期間については参加していません。

■ SDGs (持続可能な開発目標)

2015(平成 27)年 9 月の国連サミットにおいて「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、2030 (令和 12)年までを目標に、世界全体の経済・社会・環境を調和させる取り組みとして、17 のゴール(目標)と 169 のターゲットからなる「SDGs (持続可能な開発目標)」が掲げられています。地球温暖化対策については、「目標 13 気候変動に具体的な対策を」として目標の一つに掲げられています。



持続可能な開発目標(SDGs)の17のゴール(目標) 【資料:外務省】

■ パリ協定の採択・発効

2015(平成 27)年 12 月、「国連気候変動枠組み条約第 21 回締約国会議」(COP21)で地球温暖化対策の新たな枠組みである「パリ協定」が採択されました。日本を含め、EU や中国など 196 カ国・地域が参加しており、先進国だけの参加に留まった 1997 (平成 9)年の京都議定書以来となる歴史的な枠組みとなっています。

なお、パリ協定は、2016 (平成 28)年 11 月 4 日に発効し、日本も同月の 8 日に 批准しました。



2 日本での取り組み

■ 地球温暖化対策推進法の施行・改正

日本では「地球温暖化対策の推進に関する法律」(地球温暖化対策推進法)が1998(平成10)年10月に公布、1999(平成11)年4月に施行されています。この法律では、地球温暖化対策への国、地方公共団体、事業者及び国民それぞれの責務を明らかにするとともに、国、地方公共団体の実行計画の策定、事業者による温室効果ガス排出量算定報告公表制度など、各主体の取り組みを促進するための法的枠組みを整備しています。

また、2008 (平成 20) 年 6 月には地球温暖化対策推進法が改正され、「地球温暖化対策地方公共団体 実行計画(区域施策編)」の策定が地方自治体にも求められるようになりました。

■ 京都議定書目標達成計画の達成

2005(平成17)年には、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、京都議定書の目標達成に向けた「京都議定書目標達成計画」を閣議決定しました。森林吸収量の目標達成と、京都メカニズムクレジットの活用により、第一約束期間中に日本は基準年の1990(平成2)年比で8.4%削減し、目標を達成しました。

■ エネルギー基本計画の見直し

2011 (平成 23) 年 3 月に発生した東日本大震災以降、日本のエネルギー政策の見直しが行われました。2018 (平成 30) 年 7 月に閣議決定された「第 5 次エネルギー基本計画」では、2030 (令和 12) 年に向け、エネルギーミックスの確実な実現へ向けた取り組みについてさらに強化することとしています。具体的には、2015 (平成 27) 年 7 月に策定された「長期エネルギー需給見通



し」を踏襲し、再生可能エネルギーの電源比率を22~24%にするとしています。また、2050(令和32)年のエネルギー選択に際しては、再生可能エネルギーの拡大を図る中で、可能な限り原発依存度を低減することが明記されています。

■ 地球温暖化対策計画と長期戦略の閣議決定

パリ協定を踏まえて、政府は 2016 (平成 28) 年 5 月に「地球温暖化対策計画」、2019 (令和元) 年 6 月に「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」を閣議決定しました。

これらの計画・戦略の中では、2030 (令和 12) 年度までに 2013 (平成 25) 年度を基準として 26% 以上削減する中期目標の達成とともに、長期目標として 2050 (令和 32) 年度までに 80%の温室効果ガスの排出削減と、今世紀後半のできるだけ早期に「脱炭素社会」の実現を目指しています。

■ 気候変動適応法・気候変動適応計画の策定

地球温暖化対策は大きく分けて2つあり、1つは温暖化の原因となる温室効果ガスの排出を抑制する「緩和(排出削減)」、もう1つは既に起こりつつある、あるいは起こりうる温暖化の影響に対して自然や人間社会の在り方を調整する「適応」です。まずは温暖化をもたらす原因に直接働きかける「緩和」を確実に進めることが必要ですが、それと同時に「適応」の取り組みも進めておく必要があります。

そこで、政府は気候変動への適応を法的に位置付け、これを推進するための措置を講じるための「気候変動適応法」が2018(平成30)年6月に公布、同年12月から施行されました。「気候変動適応法」に基づく「気候変動適応計画」は、同年11月に閣議決定されています。

■ 2050 年温室効果ガス排出量実質ゼロの宣言

2020 (令和 2) 年 10 月、菅義偉首相が所信表明演説の中で、温室効果ガス排出量を 2050 (令和 32) 年までに実質ゼロにする目標を宣言しました。また、2021 (令和 3) 年 2 月には、静岡県全域での脱炭素社会の実現を目指すため、静岡県議会 2 月定例会において川勝静岡県知事が「2050 年温室効果ガス排出量実質ゼロ」を表明しました。

3 長泉町の地球温暖化対策

■ 長泉町環境基本計画に基づく取り組み

本町では、2010 (平成 22) 年 4 月に「長泉町環境基本条例」を施行しました。 そして、本条例を受けて環境に関する取り組みを総合的かつ計画的に推進してい くための「長泉町環境基本計画」を 2012 (平成 24) 年 3 月に策定、2017 (平成 29) 年 3 月に「長泉町環境基本計画(後期計画)」を策定しました。

環境基本計画では、環境目標「地球にやさしい 循環するまち」の中の行動方針として、「地球温暖化を止める」「ごみを少なくする」「ごみを運んで処理する」を掲げ、町・町民・事業者の取り組みを推進しています。



■ 長泉町地球温暖化対策実行計画(区域施策編)に基づく取り組み

町全域から排出される温室効果ガスの削減を図るため、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく実行計画として、「長泉町地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」を 2016 (平成 28) 年度に策定しました。この計画では、「再生可能エネルギーを普及させる」「省エネルギーを推進する」「低炭素な交通やまちにする」「ごみのない循環型のまちにする」「地球温暖化に適応する」の 5 つの柱を掲げ、取り組みを推進しています。



■ 長泉町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)に基づく取り組み

町が自ら率先して行う地球温暖化対策としては、「第4次長泉町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」を2019(平成31)年3月に策定し、町の事務・事業から発生する温室効果ガスの削減に向けた取り組みを推進しています。

第3節 計画の基本的事項



1 計画の目的・位置付け

「長泉町地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)」(以降、本計画とよぶ)は、「地球温暖化対策の推進に関する法律(平成 10 年法律第 117 号)」(以降、温対法とよぶ)第 19 条第 2 項に基づき、町域の自然的社会的条件に応じた、温室効果ガスの排出抑制等の施策を推進するため計画として位置付けます。

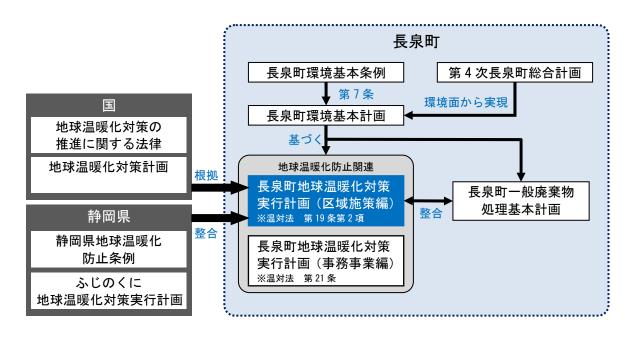
また、本計画は「長泉町環境基本条例」第7条に基づく「長泉町環境基本計画(後期計画)」(2017 (平成29)年3月)の環境目標4「地球にやさしい 循環するまち」を実現するための計画であり、「長泉町一般廃棄物処理基本計画」をはじめ、そのほか個別の計画と整合を図ります。

地球温暖化対策の推進に関する法律

(国及び地方公共団体の施策)

第十九条 国は、温室効果ガスの排出の抑制等のための技術に関する知見及びこの法律の規定により報告された温室効果ガスの排出量に関する情報その他の情報を活用し、地方公共団体と連携を図りつつ、温室効果ガスの排出の抑制等のために必要な施策を総合的かつ効果的に推進するように努めるものとする。

2 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画を勘案し、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するように努めるものとする。



計画の位置付け

2 計画の対象範囲

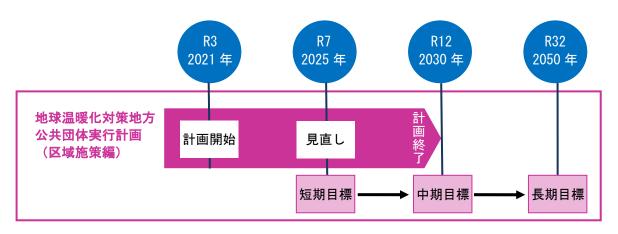
本計画の対象地域は、長泉町全域とします。したがって、町民の日常生活や事業者の事業活動など、あらゆる場面における温室効果ガスの排出・削減に関連した活動が対象となります。



3 計画期間・目標年度

本計画の期間は、2021 (令和 3) 年度から 2030 (令和 12) 年度までの 10 年間とし、概ね 5 年ごとに 見直しを行います。

短期目標は 2025 (令和 7) 年度、中期目標は 2030 (令和 12) 年度、長期目標は 2050 (令和 32) 年度とします。



計画期間

4 対象とする温室効果ガス

対象とする温室効果ガスは、「地球温暖化対策の推進に関する法律」で規定する7種類のガス(二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄、三フッ化窒素)のうち、日本の温室効果ガス排出量の9割以上を占める二酸化炭素とします。

削減対象となる温室効果ガスと部門・5	〕對	
--------------------	----	--

対象ガスの種類	主な部門
エネルギー起源 CO ₂	○産業部門(製造業、建設・鉱業、農林水産業)
	○家庭部門
	○業務部門
	○運輸部門(旅客自動車、貨物自動車、鉄道)
非エネルギー起源	○廃棄物部門(焼却処理に伴う排出)
CO ₂	



第2章

地球温暖化に関する本町の現状

第1節 町の地域特性

第2節 地球温暖化に関する現状

第3節 町民・事業者の意識

第4節 現状のまとめと課題



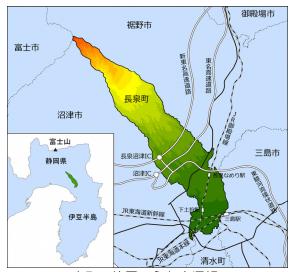
第1節 町の地域特性



1 位置

本町は静岡県の東部、伊豆半島の付け根にあり、北に富士山、東に箱根連山を仰ぐ愛鷹山麓に位置しています。 東西を三島市と沼津市、南北を清水町と裾野市に接しています。

地勢はほぼ5分の4を愛鷹山地が占め、愛鷹山位牌岳から、桃沢川や梅の木沢川の川筋を含む長大な緩斜面となっています。箱根山地を源とする黄瀬川から東は、富士山の噴火による溶岩扇状台地です。上土狩地区から竹原地区にかけては、わずかな斜面となっており、竹原地区から清水町、三島市を含む海底堆積物の沖積平野に連なっています。なお、町域の標高差は約1,370mです。



本町の位置・主な交通網

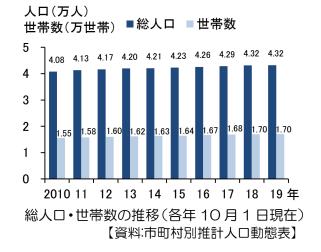
2 面積

町域は南北方向の長さが約12km、東西方向の長さは最長の場所で約3.5kmであり、南北に細長い形となっています。総面積は26.51km²です。静岡県の面積に占める長泉町の占める割合は0.34%であり、県内では清水町、吉田町に続く、県内3番目に面積の小さい町です。

3 人口・世帯数

2019 (令和元) 年の本町の総人口は 43,200 人で増加傾向にあり、県内の町では最も多い人口となっています。しかし、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、これまで安定的に人口増加をしてきましたが、本町においても高齢化などの要因により 2025 (令和7) 年をピークに人口減少に転ずると推計されています。

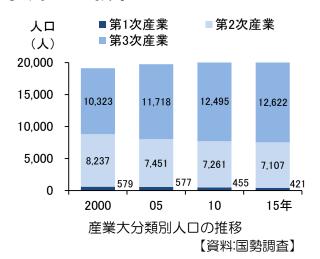
そのため、「長泉町まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、2020 (令和 2) 年に人口 43,500 人程度、2060 (令和 42) 年に 43,000 人程度の人口を維持することを目標としています。

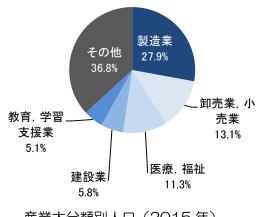


4 産業分類別人口

2015 (平成 27) 年の産業別就業人口は第 1 次産業が 421 人(2.0%)、第 2 次産業が 7,107 人(33.7%)、第 3 次産業が 12,622 人(59.8%) となっています。2000 (平成 12) 年からの推移をみると、第 1 次産業と第 2 次産業の就業者が減少して第 3 次産業の就業者が増加しています。

産業大分類別人口は、製造業(27.9%)が最も多く、次いで卸売業・小売業(13.1%)、医療・福祉(11.3%)が多くなっています。





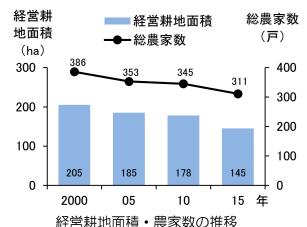
産業大分類別人口(2015年) 【資料:国勢調査】

5 農林業

農業

本町の農業は、優位な立地条件と恵まれた自然環境を背景に、地域の特性に応じた多様な経営がなされてきました。しかしながら、都市化の進展に伴う農家数の減少、従事者の高齢化や担い手不足、販売価格の低迷など、その環境は一段と厳しさを増しています。

2015 (平成 27) 年の総農家数は 311 戸、経営耕地 面積は 145ha であり、いずれも減少傾向が続いてい ます。なお、町内の特産物は、四ツ溝柿、大和芋、白 ネギ、長泉メロン、あしたか牛、駿河のクレマチスと なっています。



注)2000年、2005年の農家数は販売農家数。 【資料:農林業センサス】

■ 林業

本町の人工林はそのほとんどが資源として成熟していて伐採収穫期にあり、積極的な利用が望まれますが、個別林家の所有林面積が少ないうえ、各地に分散されているため森林施業の共同化が行いにくい状況にあります。また、かつて採草や薪炭林など、農業生産や日常生活にかかわった林産物も、農業の変革や燃料革命により需要が減退し、安い外国産木材の輸入増加により林業所得の低下が続いています。

本町では、森林所有者と森林の担い手、町が連携して、計画的に森林整備を実施しています。また、「長泉町公共建築物における木材の利用促進に関する基本方針」(2013(平成25)年6月28日策定)に基づき、木材や間伐材などを公共施設に率先して利用することにより、地元産木材の需要拡大に努めています。

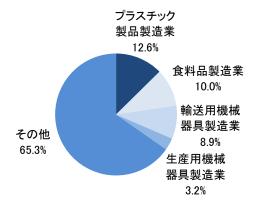
6 工業・商業

■ 工業

本町は、日本の主要国土軸である太平洋ベルト地帯に位置し、豊富な地下水と交通の便のよさから、化学繊維、機械、自動車部品、製紙、医薬工場などが進出し、県下でも有数の工業特化した町となっています。町ではこれまで業種の異なるいくつかの大規模工場を誘致するとともに、長泉工業団地、富士長泉工業団地、長泉一色工業団地に見られるように、企業誘致や中小工場の集団化・協業化を進めてきました。また、2002(平成 14)年の静岡県立静岡がんセンターの開院を機に、静岡県が推進するファルマバレー(富士山麓先端健康産業集積)プロジェクトに基づき、ファルマバレー長泉工業団地を整備し、関連企業の誘致に努めてきました。

2018 (平成 30) 年の工業統計調査によると、町内の製造品出荷額等は約 4,441 億円、従業者数は 5,586 人、事業所数は 95 事業所となっています。製造品出荷額等を産業(中分類)別に見ると、プラスチック製品製造業(12.6%)、食料品製造業(10.0%)などが多くなっています。



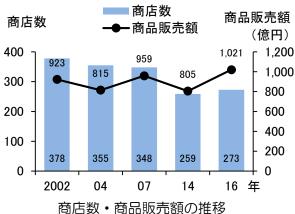


産業別の製造品出荷額等(2018年) 【資料:工業統計調査】

商業

2016 (平成 28) 年の経済センサス活動調査によると、町内の年間販売額は1,020億円、従業者数は2,622人、商店数(卸売・小売)は273店であり、店舗数は全体として減少傾向ですが、2016(平成28)年時点では多少回復傾向がみられます。

長泉町の商業は、飲食料品の小売業を中心とした 小規模な店舗が大半を占めていますが、近年、モー タリゼーションの進展や消費者ニーズの多様化、近 隣市町や町内における郊外型大型店の相次ぐ進出 などにより、町の商業を取り巻く環境は大きく変化 しています。



【資料:商業統計調査、経済センサス活動調査】

第2節 地球温暖化に関する現状



1 町域の温室効果ガス排出量

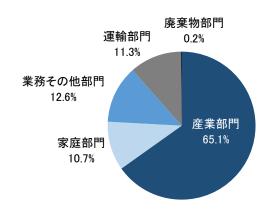
■ 温室効果ガス排出量の内訳と推移

本町における 2016 (平成 28) 年度の二酸化炭素排出量は 567 千 t- CO_2 で、2005 (平成 17) 年度と比べると 2.1%増加、2013 (平成 25) 年度と比べると 5.1%減少しています。

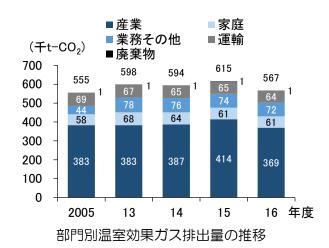
2016 (平成 28) 年度の二酸化炭素排出量を部門別に見ると、産業部門が 65.1%を占めており、次いで業務その他部門 (12.6%)、運輸部門 (11.3%)、家庭部門 (10.7%)、廃棄物部門 (0.2%) の順に多くなっています。

2005 (平成 17) 年度からの増減では、業務その他部門(64.2%増加)と家庭部門(5.5%増加)が増加しています。これは、世帯数や業務その他部門の従業者数の増加によるものです。

なお、2013 (平成25) 年度からの増減では、いずれの部門も排出量が減少しています。



部門別温室効果ガス排出量の内訳 (2016年)



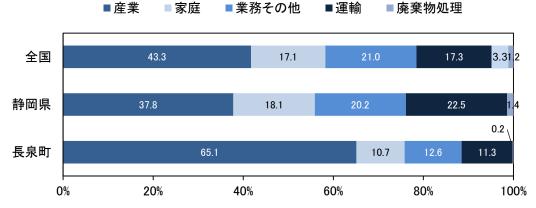
部門別二酸化炭素排出量の推移(単位は千t-CO2)

		2005	2013	2014	2015	2016(H28)年度		度
		(H17)	(H25)	(H26)	(H27)	排出量	2005 年度比	2013年度比
	産業	383	383	387	414	369	-3.7%	-3.6%
エネルキ゛ー	特定排出者	345	270	282	297	265	-23.1%	-1.6%
起源 CO ₂	家庭	58	68	64	61	61	+5.5%	-11.1%
	業務その他	44	78	76	74	72	+64.2%	-8.1%
	運輸	69	67	65	65	64	-7.4%	-4.4%
その他	廃棄物	1	1	1	1	1	-13.8%	-13.1%
合計		555	598	594	615	567	+2.1%	-5.1%

注)端数処理の関係上、各温室効果ガス排出量の和や比が合計値と合わない場合がある。

■ 温室効果ガス排出量の特徴

温室効果ガス排出量の65.1%を産業部門が占め、これは全国(43.3%)や静岡県(37.8%)よりも高 い割合となっており、特に製造業の特定排出者の割合が高くなっています。



部門ごとの温室効果ガス排出量割合の全国、静岡県及び長泉町の比較(2016年度)

【資料:自治体排出量カルテ】

町有施設の温室効果ガス排出量

本町では、2019 (平成31) 年3月に「第4次長泉町 地球温暖化対策実行計画(事務事業編)|を策定しまし た。同計画では、2013 (平成25)年度を基準年度とし、 2030 (令和 12) 年度までに 35%削減する目標を掲げ ました。2019 (令和元) 年度は、基準年度と比べて 6.4% 減少しています。



太陽光発電システム 50w

【資料:くらし環境課】

再生可能エネルギー 2

役場庁

役場庁

■ 町有施設における再生可能エネルギー設備

ウェルピアながいずみ(長泉町健康づくりセンター)

町有施設では、役場庁舎(北館、西館、別館(防災センター))、長泉小学校、南小学校、北小学校、 勤労者体育センター、ウェルピアながいずみなどで太陽光発電システムを導入しています。

設置場所	設置内容
舎(北館)	太陽光発電システム 30kw
舎(西館)	太陽光発電システム 18kw (蓄電 15kW)
舎(別館(防災センター))	太陽光発電システム 10kw
学校、南小学校、北小学校	太陽光発電システム 15kw×3
治体育センター	太陽光発電システム 18kw (蓄電 15kW)

町有施設の再生可能エネルギー・省エネルギー設備

■ 再生可能エネルギーシステムへの設置補助

本町では、家庭用太陽光発電システム及び太陽熱高 度利用システムの設置に対する補助金補助金(長泉町 住宅用新・省エネルギーシステム設置費補助金)の給 付を実施しています。

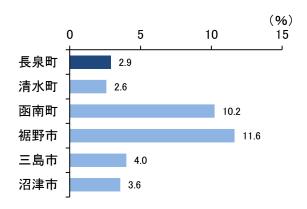
2010 (平成 22) ~2019 (令和元) 年度までに太陽 光発電 826 件、太陽熱高度利用 79 件の補助を行って います。



家庭用再生可能エネルギー設置への補助件数 【資料:くらし環境課】

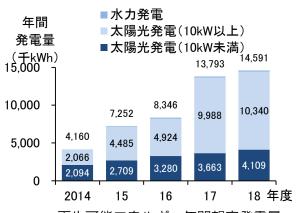
■ 再生可能エネルギーの普及状況

再生可能エネルギーの固定価格買取制度 (FIT) の 導入状況によると、本町における 2018 (平成 30) 年 度における再生可能エネルギー発電の導入容量は、家 庭用の太陽光発電 (10kW 未満) が 3,424kW、事業所 や発電用の太陽光発電 (10kW 以上) が 7,817kW、小 水力発電が 27kW の計 10,630kW です。また、年間想 定発電量は 14,591 千 kWh であり、これは町内におけ る総電力消費量の約 3%に相当しますが、周辺市町と 比較しても低い状況にあります。



電力消費量に占める再生可能 エネルギー発電量の割合(2018年度) 【資料:自治体排出量力ルテ】





再生可能エネルギー年間想定発電量 【資料:固定資産買取制度導入状況】

■ 小水力発電「ニコニコ水力」の設置と ESD への活用

本町の桜堤を流れる久保田川に、毎時 8kW、年間発電量は一般家庭 4 軒分の 49,000kWh/年を想定した小水力発電装置「ニコニコ水力 1 号」を設置し、2015(平成 27)年 3 月から実証実験を開始しました。この小水力発電装置は民間事業者が設置したもので、通常時は発電した電力を売電し、売電利益の一部を水利関係者や設置自治会住民に地域づくり協力金として還元するしくみとなっています。また、災害発生時には、町がその電気を使えるよう「災害時における電力の供給に関する協定」を締結しました。2017(平成 29)年 4 月からは、1 号機の上流に 2 号機と 3 号機が設置され、稼動しています。

なお、2016 (平成 28) 年度には環境省「環境教育における『ESD*推進』のための実践拠点支援事業」に「ニコニコ水力 1 号」が選ばれ、様々な地域イベントと連動して発電所の災害時の役割を周知したり、小水力発電の持つ機能や価値を学べるような学校向けの教材の開発を行いました。

*ESD: 持続可能な開発のための教育

■ 「長泉町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例」

2012 (平成 24) 年 7 月に「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」が施行され、全国的に再生可能エネルギー発電設備の建設が加速しています。県内においても再生可能エネルギー発電施設の建設が進む中で、静岡県が「太陽光発電設備の適正導入に向けたモデルガイドライン」を策定する等、適正導入への対応も進みつつあります。

そこで、本町においても、良好な自然環境や景観及び町民の生活環境を保全するとともに再生可能エネルギーの適正導入を誘導するために、「長泉町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例」を2020(令和2)年4月1日から施行しています。同条例では、一定規模以上の太陽光発電及び風力発電事業を対象に説明会の開催や届出、町長の同意などについて規定しています。

3 省エネルギー

■ 町有施設への省エネルギー設備の導入

町有施設では、役場本庁舎、北館などに LED 照明やエコアイス(氷蓄熱式空調システム)などの省エネルギー設備を導入しています。

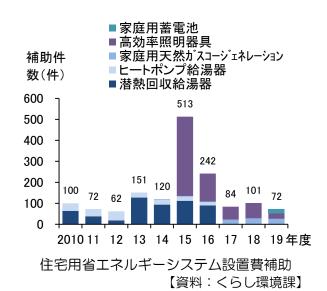
また、ウェルピアながいずみ(長泉町健康づくりセンター)では、自然光を積極的に取り入れ、明るさセンサーにより照明の照度を調整するしくみになっており、この工夫が評価され、(社) 照明学会から「照明普及賞」を受賞しました。このほか、駐車場には電気自動車の急速充電スタンドを設置しています。

■ 省エネルギーシステムへの設置補助

本町では、新・省エネ機器(長泉町住宅用新・省 エネルギーシステム設置費補助金)の設置に対する 給付を実施しています。

2010 (平成 22) ~2019 (令和元) 年度までに潜熱回収給湯器 543 件、ヒートポンプ給湯器 193 件、家庭用天然ガスコージェネレーション 88 件、LED 照明 673 件、家庭用蓄電池 20 件の補助を行っています。

また、2020 (令和 2) 年度からは中小企業を対象 とした省エネルギー設備への補助も実施していま す。



■ 省エネルギーの啓発

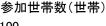
家庭における二酸化炭素排出量の削減を目的に、 静岡県地球温暖化防止活動推進センターと共同で 「アースキッズ事業」を実施しています。アース キッズ事業は小学校高学年が対象で、総合的な学習 の時間などの授業内容との連携を図りながら、チャ レンジブックを活用して2週間、家庭で取り組みを してもらうものです。実績は、2019(令和元)年度 までに1,937人となっています。



【資料:くらし環境課】

うちエコ診断の実施

本町では、静岡県地球温暖化防止活動推進センター と連携し、2015 (平成 27) 年度から家庭における無 料の省エネ診断である「うちエコ診断」を推進してい ます。うちエコ診断では、専用の診断ソフトを使って 家庭の光熱費の無駄を分析し、省エネ・節約のポイン トを分かりやすくアドバイスしています。2019(令 和元)年度までに85世帯がうちエコ診断を受けてい ます。





【資料:くらし環境課】

交通・緑・まち

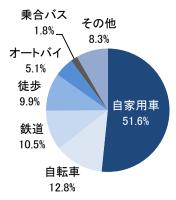
■ 交通網

鉄道は IR 東海道新幹線と IR 東海道本線の三島駅、IR 御殿場線の下土狩駅と長泉なめり駅がありま す。道路は東名高速道路、新東名高速道路の長泉沼津 IC(建設中)、東駿河湾環状道路の長泉 IC があ るほか、国道1号、国道246号、一般県道沼津小山線、主要地方道大岡元長窪線、主要地方道三島富士 線などがあり、広域交通網の要所となっています。また、東西の道路軸である池田柊線が 2016(平成 28) 年3月に開通しました。

■ 利用交通手段別分担率

本町の 2010 (平成 22) 年における利用交通手段別分担率は、 自家用車が51.6% (県平均は56.6%) で最も高い一方、鉄道や乗 合バスの公共交通手段の分担率(複数利用含む)は12.3%で、特 に乗合バスの分担率(鉄道との併用含む)は全体の 1.8%と非常 に低くなっています。

また、2000 (平成 12) 年と 2010 (平成 22) 年の利用交通手段 別分担率を比較すると、2002 (平成14)年に長泉なめり駅が開業 した影響もあり、鉄道の利用が 4.3%から 10.5%に増加し、自動 車の分担率は53.8%から51.6%に微減しています。



利用交通手段別分担率 (2010 (平成 22) 年) 【資料:国勢調査】

■ 自動車保有台数・次世代自動車普及率

「静岡県の自動車保有台数調査」によると、本町の自動車保有台数は増加傾向にあり、2020(令和2)年は約3万台でした。1世帯当たりの自家用車台数は1.34台/世帯(県平均は1.48台/世帯)であり、県内35市町のうち25位です。また、次世代自動車(電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車)の普及率は、対全車種割合では11.0%(県平均は9.7%)、対乗用車割合では22.8%(県平均は22.8%)でした。

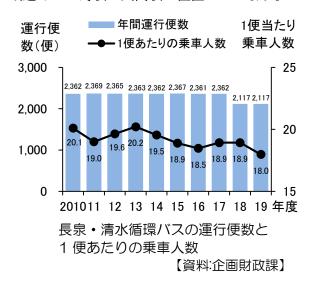


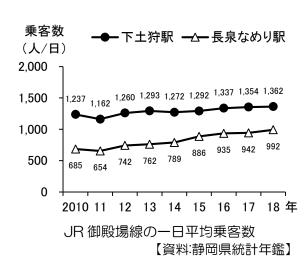


■ 公共交通

町内には富士急シティバス、伊豆箱根バスの路線バスがあり、三島駅と県立静岡がんセンターを結ぶ路線と、三島駅と沼津駅を結ぶ路線は、町内を走る路線の中でも運行本数が多くなっています。また、2003(平成 15)年度から、本町と清水町を結ぶ「長泉・清水循環バス」(コミュニティバス)を運行しています。1 便あたりの乗車人数は、2010(平成 22)年度までは年々増加していましたが、それ以降はやや減少傾向にあります。また、2020(令和 2)年 4 月からは、桃沢地区と長泉なめり駅を結ぶデマンド乗合タクシー「ももタク」が本格運用されています。

鉄道については町内に下土狩駅、長泉なめり駅があり、乗客数はやや増加傾向にあります。また、町 域近くに三島駅と大岡駅が位置しています。





シェアサイクル

スマートフォンのアプリを使って簡単に電動アシスト付自転車が借りられるシェアサイクルが 2019 (平成 31) 年 3 月末からスタートしました。「ステーション」(下土狩駅、ベルフォーレ入口、役場、竹原グラウンド、ノジマ長泉店、コープ桜づつみ店)と呼ばれる駐輪場で自転車の貸出・返却ができます。

森林

本町の総面積 2,663ha のうち、森林面積は 1,064ha で、総面積の約 40%を占めています。このうち、「長泉町森林整備計画」の対象森林面積は 680ha であり、ヒノキを主体とした人工林面積が 461ha(人工林率 68%)と大部分を占めています。人工林の約 96%は 41 年生以上と、木材資源として成熟していて、積極的な利用が望まれていますが、各地に分散されているため森林施業の共同化が行いにくい状況です。

【資料:長泉町森林整備計画】

■ 公園・緑地

2018 (平成 30) 年時点で、都市計画区域における既開設の都市公園は 35 箇所、29.65ha あり、人口 1 人当たりの都市公園面積は 6.91m²/人となっています。人口 1 人当たりの都市公園面積は、周辺市町や県平均、全国平均と比べて低い水準となっています。特に、市街化区域には大規模な都市公園が少なく、1 人当たり面積が少ない傾向にあります。 【資料:長泉町緑の基本計画】

■ 道路や公共施設の緑化

道路の緑化については、街路樹の植栽によって潤いのある道路空間や身近に四季を感じられる生活空間が形成されています。特に駿河平のイチョウ並木、桜堤遊歩道のサクラ並木は町のシンボルにもなっています。また、まちなかの緑化や休憩スポットとしてポケットパークが設置されているほか、歩道照明灯のハンギングバスケット設置、県立静岡がんセンター周辺の道路の花壇を花で飾る活動(フラワーロード事業)などを実施しています。

その他の公共施設の緑化については、大規模な施設は敷地面積の25%以上で緑化されているものが多いですが、一方で緑化率が10%に満たない公共施設もあり、施設ごとに緑化状況に差があります。

緑化の普及活動

緑化の普及のため、毎年「花と緑のコンクール」を開催していますが、新規の応募が少なくなっています。また、希望する団体や公共施設に花苗を配布し、公共の場所や地区の公民館などで花の手入れを行ってもらっています。

さらに、緑のカーテンの普及のため、ゴーヤの苗を無料配布し、2019(令和元)年度は県民運動「ふじのくに COOL チャレンジ」(クルポ)と連携してポイント付与を実施しました。

■ 「長泉町立地適正化計画」の策定

本町においても、将来確実に起こりうる人口減少や少子高齢化を抑制し、人口バランスの取れた持続可能な都市づくりが必要となっています。そこで、長期的な視点のもと、拠点における賑わいの創出、道路や公園などの整備、公共交通の利用促進など、誰もが住みやすく、なおかつ低炭素なまちづくりを進めるため、「長泉町立地適正化計画」を 2018 (平成 30 年) 7 月に策定しました。

■ 「環境創造型まちづくりにおける連携に関する協定」

本町では、「環境と経済の好循環」を進めていくため、町内の事業者と町が協定を結びことで新たな環境施策を推進する「環境創造型まちづくりにおける連携に関する協定」の締結を行っています。

例えば 2015 (平成 27) 年 9 月、本町は東レ建設株式会社、静岡ガス株式会社と環境創造型まちづくりにおける連携に関する協定の締結をしました。協定では、家庭用燃料電池で発電した電気をマンション世帯間で分け合うことで二酸化炭素削減を図るとともに、これによって生み出される環境価値の活用、エネルギーの高度利用、地域エネルギー資源の活用、地域コミュニティの形成と地域活性化を推進する

という内容が含まれています。

■ 町イベントにおける J – クレジット制度の活用

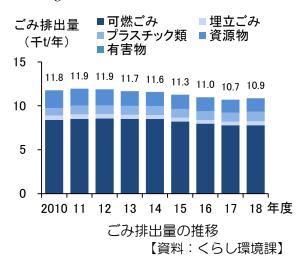
本町では、県内初の取り組みとして、町内で生み出された環境価値(二酸化炭素の排出削減量)を「第23回長泉町産業祭」(2018(平成30)年11月24日)、「第23回長泉わくわく祭り」(2019(令和元)年8月3日)において「Jークレジット制度」を活用し、二酸化炭素の排出削減量の"地産地消"を実現しました。

この取り組みは、静岡ガス株式会社、東レ建設株式会社、長泉町の3者で2015(平成27)年9月に締結された「環境創造型まちづくりにおける連携に関する協定書」に基づき行われました。

5 ごみ

■ ごみ排出量

本町の人口は増加していますが、ごみ排出量は年々減少傾向にあり、2018 (平成30) 年度は10,855tでした。町民1人1日当たりのごみ排出量も減少傾向にあり、2018 (平成30) 年度は683g/人・日でした。静岡県の平均は886g/人・日であり、県内では掛川市(646g/人・日)、菊川市(646g/人・日)、森町(664g/人・日)に次いで4番目に少なくなっています。





■ 分別区分

家庭系から排出されるごみは、大きく可燃ごみ(燃やせるごみ)、プラスチック類、不燃ごみ(燃やせないごみ)、ペットボトル及び有害ごみ、資源物に分別して収集しています。ごみの種別に応じた収集日、ごみの分別と排出方法などを家庭ごみ収集カレンダーやごみの出し方便利帳で周知徹底を図っています。また、ごみの分別が徹底されていない収集不可能なごみ袋に「レッドカード」を貼り付けています。

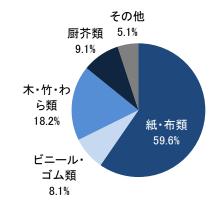
■ レジ袋削減

消費者が商店などで買い物時に繰り返し受け取るレジ袋は、原料である化石燃料の消費や廃棄物の増加など、環境に大きな負荷を与えています。そのため、町では2008(平成20)年11月より大型店などを対象に環境を守るためのレジ袋削減に関する協定を締結し、同時にマイバッグ持参運動を推進しています。その結果、2018(平成30)年度のマイバッグ持参率の平均は74.2%、レジ袋の削減枚数は約278万枚、二酸化炭素削減量は169.8t-CO₂となっています。

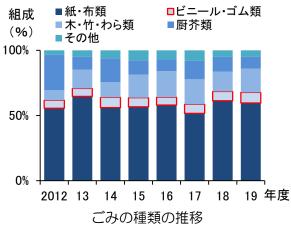
■ ごみの種類

焼却場に収集・運搬されたごみの種類をみると、2019(令和元)年度は紙・布類が約6割(59.6%)を占めており、次いで、木・竹・わら類(18.2%)、厨芥類(9.1%)が多くなっています。また、二酸化炭素排出量に直接関係するビニール・ゴム類は8.1%でした。

2007 (平成 19) 年度から庭木剪定枝を木屑処理機でチップ化し、リサイクルする事業を開始しており、2014 (平成 26) 年度の搬入量は 10t/年でした。



ごみの種類の割合(乾重量比)(2019 年度) 【資料: くらし環境課】

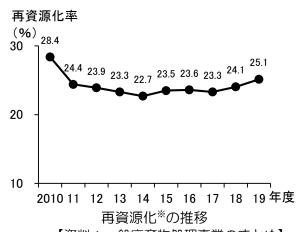


【資料:くらし環境課】

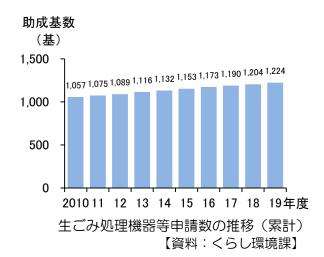
■ 再資源化率・生ごみ処理

2019 (令和元) 年度の再資源化率は25.1%であり、ここ数年はやや増加傾向となっています。

また、1993(平成5)年度以降、生ごみ処理器などの設置助成を行っており、一般家庭及び事業所から排出される生ごみの自己処理を推進しています。助成件数は2019(令和元)年度に合計約1,224基となりました。



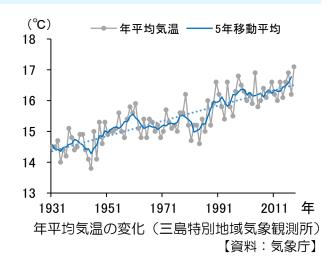
【資料:一般廃棄物処理事業のまとめ】 ※再資源化率=(直接資源化量・施設処理による資源化量)÷総ごみ処理量×100



6 気候変動

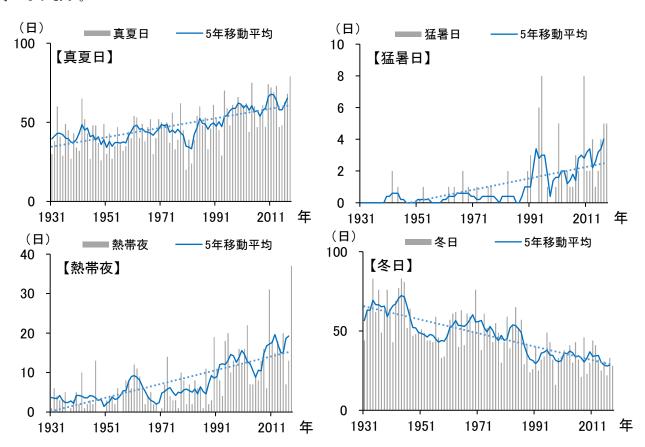
■ 年平均気温

本町の最寄りの気象観測所である三島特別地域 気象観測所(三島市)における年平均気温は増加傾向 にあり、90年間で約2℃上昇しています。



■ 年真夏日・猛暑日・熱帯夜・冬日

三島特別地域気象観測所(三島市)における真夏日・猛暑日・熱帯夜の日数は増加、冬日は減少する傾向にあります。



真夏日・猛暑日・熱帯夜・冬日の変化(三島特別地域気象観測所)

【資料:気象庁】

第3節 町民・事業者の意識

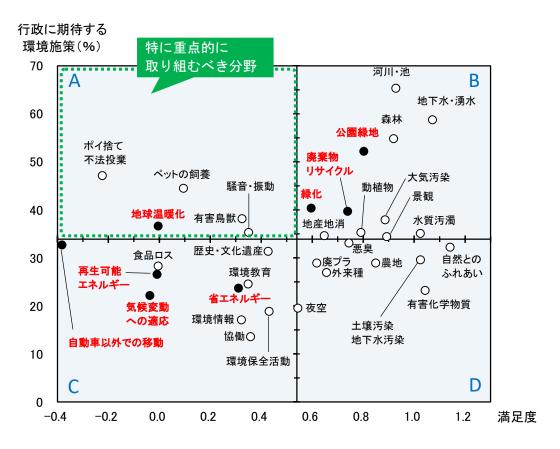


2020 (令和 2) 年度に実施した「第 2 次長泉町環境基本計画に関する意識調査」から、地球温暖化に関する町民・事業者のみなさんの意向についてまとめます。

1 環境に対する満足度と行政に期待する環境施策

「環境に対する満足度」を横軸に、「行政に期待する環境施策」を縦軸にとって 34 項目を相対的に評価するため、平均値(「環境に対する満足度」の加重平均の平均値 0.54、「行政に期待する環境施策」の回答率の平均値 33.9%)を境として、4 つのゾーンに分類しました。

4 つのゾーンのうち、特に「A ゾーン」に分類された「地球温暖化」については、特に重点的に取り組んでいくことが求められると考えられます。



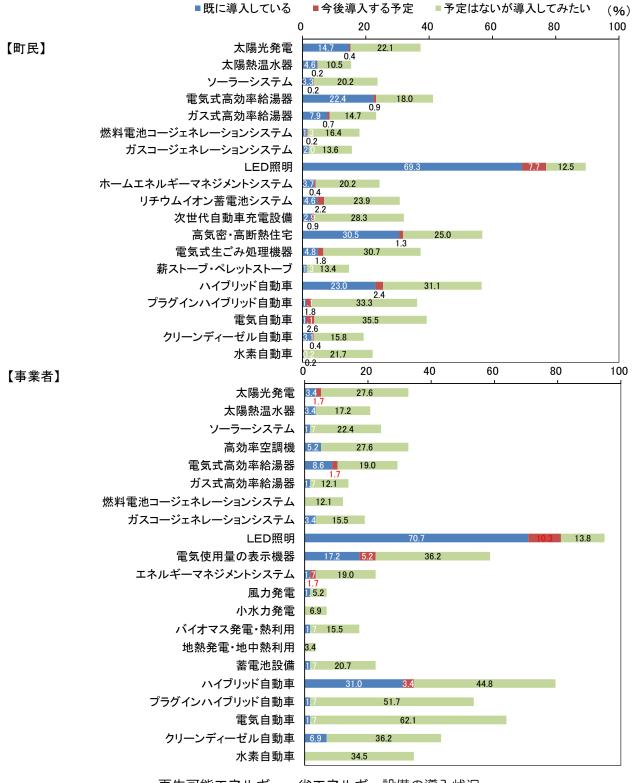
注)●印及び赤字は本計画と関連のある分野を示す。

満足度と行政に期待する施策

2 環境に関わる設備の導入状況

再生可能エネルギー・省エネルギー設備の導入状況については、家庭では、「LED 照明」(69.3%)、「高気密・高断熱住宅」(30.5%)、「ハイブリッド自動車」(23.0%)、「電気式高効率給湯器」(22.4%)などが多くなっています。また、事業所では、「LED 照明」(70.7%)、「ハイブリッド自動車」(31.0%)、「電気使用量の表示機器」(17.2%)などが多くなっています。

なお、「今後導入する予定」「予定はないが導入してみたい」という回答が多かった設備については、 導入が促進されるような取り組みの検討が必要です。



再生可能エネルギー・省エネルギー設備の導入状況

取り組み状況

町民の取り組み状況は、ごみの分別や節電、熱中症対策などは8割以上が実践している一方で、生ご みの堆肥化、公共交通機関の利用、SDGs の学習や取り組みは実践している人が少ない状況です。

事業者の取り組み状況は、廃棄物の減量・リサイクルや冷暖房の適正温度による利用などは約 6~7 割が実践しているものの、それ以外の取り組みについては実践している事業所が少ない状況です。

町民及び事業者のいずれも、これまでに行ったことがない取り組みも、今後は行いたいという意向が 多くを占めることから、これらの取り組みの推進が必要です。

■すでに行っており、今後も行いたい

■これまでに行ったことはなく、今後も行いたくない

■これまでに行ったことはないが、今後は行いたい

60%

80%

100%

5.5

40%

■該当しない

20%

【町民】

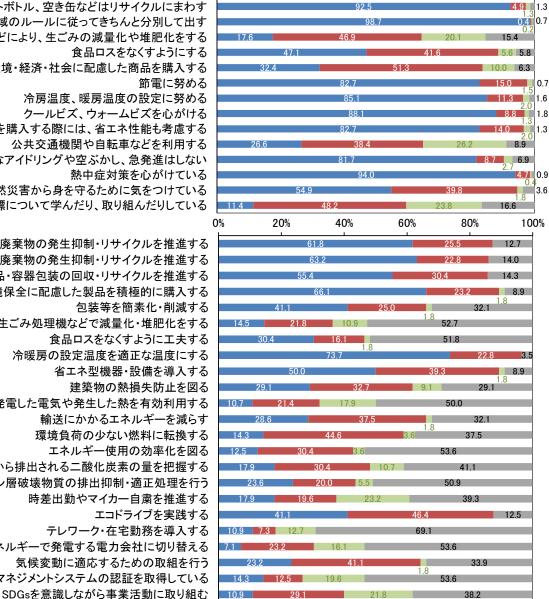
買い物袋を持参、過剰包装やプラ製品の使用を断る ごみの持ち帰りや店頭回収を利用する 清掃活動に参加する できるだけごみを出さないようにする 不用品をリユースにまわす 古紙、ペットボトル、空き缶などはリサイクルにまわす ごみは地域のルールに従ってきちんと分別して出す 生ごみ処理機などにより、生ごみの減量化や堆肥化をする 食品ロスをなくすようにする 環境・経済・社会に配慮した商品を購入する 節電に努める 冷房温度、暖房温度の設定に努める クールビズ、ウォームビズを心がける

家電製品などを購入する際には、省エネ性能も考慮する 公共交通機関や自転車などを利用する 不必要なアイドリングや空ぶかし、急発進はしない 熱中症対策を心がけている

自然災害から身を守るために気をつけている SDGsの17の目標について学んだり、取り組んだりしている

【事業者】

-般廃棄物の発生抑制・リサイクルを推進する 産業廃棄物の発生抑制・リサイクルを推進する 廃製品・容器包装の回収・リサイクルを推進する 環境保全に配慮した製品を積極的に購入する 包装等を簡素化・削減する 生ごみを生ごみ処理機などで減量化・堆肥化をする 食品ロスをなくすように工夫する 冷暖房の設定温度を適正な温度にする 省エネ型機器・設備を導入する 建築物の熱損失防止を図る 事業所内で発電した電気や発生した熱を有効利用する 輸送にかかるエネルギーを減らす 環境負荷の少ない燃料に転換する エネルギー使用の効率化を図る 事業活動から排出される二酸化炭素の量を把握する オゾン層破壊物質の排出抑制・適正処理を行う 時差出勤やマイカー自粛を推進する エコドライブを実践する テレワーク・在宅勤務を導入する 再生可能エネルギーで発電する電力会社に切り替える 気候変動に適応するための取組を行う 環境マネジメントシステムの認証を取得している



取り組みの実施状況

第4節 現状のまとめと課題



1 町域の温室効果ガス排出量

■ 温室効果ガス排出量の減少

2016(平成 28)年度の温室効果ガス排出量は、2013(平成 25)年度比 5.1%の減少で、いずれの部門も排出量が減少しています。しかし、産業部門(製造業)については製造品出荷額が増加傾向にあること、家庭部門及び業務その他部門については人口が増加傾向にあることから、再生可能エネルギーへの転換や省エネルギーの推進などを図っていく必要があります。

■ 温室効果ガス排出量の 65%を占める産業部門

温室効果ガス排出量の65.1%を産業部門が占め、これは全国(43.3%)や静岡県(37.8%)よりも高い割合となっており、特に製造業の特定排出者の割合が高くなっています。そのため、製造業など産業部門における温室効果ガス排出量の削減に向けた取り組みの推進が必要です。

2 再生可能エネルギー

■ さらなる普及が期待される再生可能エネルギー

本町では、公共施設への太陽光発電の設置、家庭用太陽光発電への補助、小水力発電「ニコニコ水力」の PR などを通じて、再生可能エネルギーの導入を促進していますが、2016 (平成 28) 年度時点で、再生可能エネルギーの総発電量は町内の総電力消費量の約 3%と、周辺市町と比較しても小さくなっています。そのため、今後もさらに再生可能エネルギーの普及を図る必要があります。

■ 求められている自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和

本町では、良好な自然環境や景観及び町民の生活環境を保全するとともに再生可能エネルギーの適正 導入を誘導するために、「長泉町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例」を 2020 (令和 2) 年 4 月 1 日から施行しています。これからは、適正な地域に適正な規模の再生可能エネ ルギー発電事業を誘導していく必要があります。

3 省エネルギー

■ 町有施設や家庭における省エネルギー設備の導入

町有施設では、LED 照明や氷蓄熱式空調システムなどの省エネルギー設備を導入しており、町有施設からの温室効果ガス排出量は減少傾向にあります。また、新・省エネ機器(長泉町住宅用新・省エネルギーシステム設置費補助金)の設置に対する補助を実施しています。今後もさらにニーズが高まると想定される蓄電池システムへの助成などを継続・拡大していく必要があります。

■ 家庭を中心とした省エネルギー活動の普及

家庭における二酸化炭素排出量の削減を目的として、アースキッズ事業の実施や、うちエコ診断を推進しており、アースキッズ事業の参加者やうちエコ診断の参加世帯数は増加傾向にあります。今後は家庭・事業所における省エネルギー活動を推進していく必要があります。

4 交通・緑・まち

■ 次世代自動車普及率の増加

次世代自動車(電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車)の割合が増加傾向にあり、対乗用車割合が22.8%で、静岡県平均(22.8%)と同じとなっています。今後も温室効果ガス排出量の少ない次世代自動車の普及を促進していく必要があります。

■ 自動車保有台数の増加と循環バス利用者の減少

本町の自動車保有台数、鉄道の乗客数は増加傾向にある一方で、循環バスの利用者はやや減少傾向にあります。また、デマンド乗合タクシー「ももタク」の運用や、電動アシスト付自転車が借りられるシェアサイクルなどの導入が進められています。今後は、自家用車よりも温室効果ガス排出量の少ない公共交通機関や自転車の利用を促進していく必要があります。

■ 成熟している木材資源

人工林の約96%は41年生以上と、木材資源として成熟していて、積極的な利用が望まれていますが、各地に分散されているため森林施業の共同化が行いにくい状況です。森林は二酸化炭素の吸収源となることから、今後は森林の適正管理を継続的に行っていく必要があります。

■ 立地適正化計画に基づく低炭素なまちづくり

本町では2018 (平成30年)7月に「長泉町立地適正化計画」を策定しました。今後は同計画とも連携し、誰もが住みやすく、低炭素なまちづくりを進めていく必要があります。

■ 「環境創造型まちづくりにおける連携に関する協定」の締結による低炭素なまちづくり

本町では「環境と経済の好循環」を進めていくため、町内の事業者と町が協定を結びことで新たな環境施策を推進する「環境創造型まちづくりにおける連携に関する協定」の締結を行っています。この協定の一環として、「Jークレジット制度」を活用し、「長泉町産業祭」や「長泉わくわく祭り」で排出された二酸化炭素を、町内で生み出された環境価値(二酸化炭素の排出削減量)でカーボンオフセットする取り組みを行いました。このような町内の事業所との協定提携をさらに進め、「環境と経済の好循環」を実現していく必要があります。

5 ごみ

■ ごみ排出量の減少

本町の人口は増加していますが、ごみ排出量は年々減少傾向にあり、2018(平成30)年度は10,855 tでした。町民1人1日当たりのごみ排出量も減少傾向にあり、2018(平成30)年度は683g/人・日でした。温室効果ガス排出量の削減のため、今後もさらにごみ排出量を削減していくことが必要です。

■ プラスチックごみの削減

2019 (令和元) 年度のごみの種類のうち、ビニール・ゴム類は 8.1%でした。また、レジ袋の削減に向けてマイバッグ持参運動を推進しており、2018 (平成 30) 年度のマイバッグ持参率は 74.2%となっています。温室効果ガス排出量の削減に向け、今後もさらにプラスチックごみの削減を推進していく必要があります。

6 気候変動

■ 上昇する気温

本町の最寄りの気象観測所である三島特別地域気象観測所 (三島市) における年平均気温は、90 年間で約 2℃上昇しています。また、三島特別地域気象観測所 (三島市) における真夏日・猛暑日・熱帯夜の日数は増加、冬日は減少する傾向にあります。IPCC や気象庁によると、今後もさらに気温が上昇する予測がされていることから、気候変動へ適応するための取り組みの推進が必要です。



第3章

地球温暖化対策の戦略

第1節 温室効果ガス排出量の将来予測

第2節 温室効果ガス排出量の削減目標

第3節 望ましい環境像・環境目標



第1節 温室効果ガス排出量の将来予測



1 将来推計の方法

現状のまま、特に対策を講じない場合の温室効果ガス*排出量(現状趨勢ケース)について将来推計を行います。

温室効果ガス排出量は、「活動量」×「排出原単位」で算定することができますが、将来推計を行うためには、各部門において活動量及び排出原単位を推計する必要があります。このうち、活動量については上位計画や個別計画などにおける推計値、推計値がないものは過去の経年変化に基づく予測値を設定しました。一方、排出原単位については現状をそのまま維持するものと想定し、2016(平成28)年度の値で固定しました。

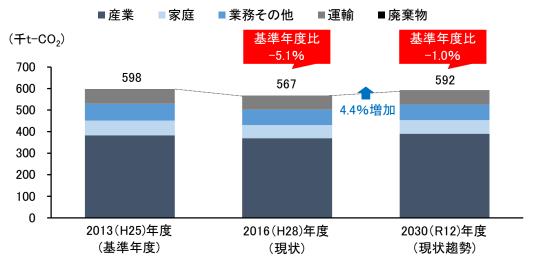
活動量の指標と推計結果

一一の数量で対けばては、							
部門			活動量				
		活動量の指標	2013 年度 (H25) (基準年度)	2016 年度 (H28) (実績)	2030 年度 (R12) (中期予測)	考え方	増減
エネ	ルギー起源 CO ₂						
	合計	製造品出荷額(万円)	32,989,337	39,924,497	49,201,588	Α	1
	製特定排出者	製造品出荷額(万円)	13,507,728	12,720,083	16,178.300	Α	1
	造(相当分)						
産業	業特定排出者以	製造品出荷額(万円)	19,481,609	27,204,414	33,023,288	Α	1
	外(相当分)						
	建設業・鉱業	(人) (人)	1,408	1,200	1,200	В	\rightarrow
	農林水産業	(人) (人)	72	47	47	С	\rightarrow
家庭		世帯数(世帯)	16,164	16,667	17,249	D	1
業務その他		(人) (人)	14,162	14,474	14,474	Е	\rightarrow
運輸	旅客自動車	自動車保有台数(台)	22,896	23,689	24,671	F	1
	貨物自動車	自動車保有台数(台)	4,424	4,323	4,344	G	1
	鉄道	住民基本台帳人口(人)	42,323	43,000	43,500	Н	1
非エネルギー起源 CO ₂							·
廃棄物処理		一般廃棄物焼却処理量	8,520	7,963	5,537	I	\downarrow

- A:産業(製造業)については、中長期経済見通し(2020年7月)の経済成長率(ベースラインケース)を基に算定。 温対法に基づく特定排出者の排出量は、製造品出荷額全体に占める比率の現状横ばいとして算定。それ以外について、 製造品出荷額(全体)ー製造品出荷額(特定排出者(相当分))の値を活動量として推計。いずれも増加するものと して推計。
- B:従業者数の実績値の傾向から、現状横ばいとして推計。
- C:従業者数の実績値の傾向から、現状横ばいとして推計。
- D:世帯数の実績値の傾向を基に増加するものとして推計。
- E:従業者数の実績値の傾向から、現状横ばいとして推計。
- F:自動車保有台数(旅客自動車)の実績値の傾向を基に増加するものとして推計。
- G:自動車保有台数(貨物自動車)の実績値の傾向を基に増加するものとして推計。
- 日:長泉町人口ビジョンにおける住民基本台帳人口の推計値を使用して増加するものとして推計。
- 1:一般廃棄物焼却処理量の実績値の傾向を基に減少するものとして推計。

2 将来推計の結果

温室効果ガスの総排出量は、2030 (令和12) 年度が592千t-CO₂となる見込みで、基準年度の2013 (平成25) 年度の総排出量と比べると1.0%減少すると予測されます。これは、現状の2016 (平成28) 年度と比べると4.4%増加となります。現状の2016 (平成28) 年度からの増加の要因は、産業部門(製造業)(製造品出荷額の増加)や、家庭部門(人口の増加)、運輸部門(自動車保有台数、人口の増加)からの排出量の増加が想定されるためです。



温室効果ガス排出量の将来推計(現状趨勢ケース)

部門別温室効果ガス排出量の将来推計(現状趨勢ケース)(単位は千t-CO2)

		2013	2016	2016(H28)年度			
		(H25) (基準年度)	(H28) (現状年度)	排出量 (現状趨勢)	基準年度 (2013) 比	現状年度 (2016) 比	
	産業	383	369	391	+2.0%	+5.8%	
エネルキ゛ー	特定排出者	270	265	265	-1.6%	0.0%	
起源 CO ₂	家庭	68	61	63	-8.0%	+3.5%	
	業務その他	78	72	72	-8.1%	0.0%	
	運輸	67	64	66	-1.8%	+2.8%	
非エネルキ゛ー	廃棄物	1	1	0.7	-39.6%	-30.5%	
起源 CO ₂							
合計		598	567	592	-1.0%	+4.4%	

注)端数処理の関係上、各温室効果ガス排出量の和や比が合計値と合わない場合がある。

第2節 温室効果ガス排出量の削減目標



1 対策実施ケース削減見込量の推計

対策実施ケース削減見込量

対策を最大限実施した場合の2030(令和12)年度における現状趨勢ケースからの削減見込量は約164千t-CO $_2$ です。

削減見込量の推計結果(単位はt-CO2)

産業 再生可能エネルギーを普及させる 省エネルギーを推進 省エネ法に基づく特定排出者における原単位 写3,070 E 保地 156 削減 省エネルギーを推進 省エネ法に基づく特定排出者における原単位 93,070 E 保地 156 削減 省エネルギー性能の高い施設・機器等の導入 340 D 促進 低炭素な交通やまち エネルギーの面的利用(業種間連携省エネの 623 D 取り組み推進) 94,167 家庭 再生可能エネルギー 太陽光発電及び蓄電池、太陽熱利用などの利用、環境負荷の小さい供給電力の選択 18,057 A,C 用、環境負荷の小さい供給電力の選択 18,057 D,F 27 を普及させる 省エネルギーを推進 10 (2 エネルギーな機器等への転換(燃料電池 5,238 D 2 エネルギーを推進 10 (2 エネルギーな機器等への転換(燃料電池 5,238 D 2 エネイ育動の実践(クールビズ、ウォームビ 892 D ス、省エネシ診断(5 ちエコ診断)など) 第2 (2 エネルギーを推進 10 (2 エネルギーな機器等への転換(高効率空 9,956 D,F 2	部門		主な削減目標	削減見込量 (2030(R12)年度)	根拠
中半均 196削減	産業		環境負荷の小さい供給電力の選択	134	С
促進				93,070	Е
下変を 取り組み推進 94,167 18,057 A,C			促進		
家庭 再生可能エネルギー を普及させる 省エネルギーを推進 する 大陽光発電及び蓄電池、太陽熱利用などの利 用、環境負荷の小さい供給電力の選択 5,238 D 者エネルギーを推進 する 住宅の省エネ化 省エネルギーな機器等への転換(燃料電池 コージェネレーションシステム、LED 照明など) 省エネ行動の実践(クールビズ、ウォームビ ズ、省エネ診断(うちエコ診断)など) 30,762 業務 その他 再生可能エネルギー を普及させる 省エネルギーを推進 する 大陽光発電及び蓄電池、太陽熱利用などの利 用、環境負荷の小さい供給電力の選択 事業所の省エネ化 省エネルギーを推進 する 12,314 B,C 2837 D 第本系介動の実践(クールビズ、ウォームビ 省エネルギーを推進 する 2,837 D 第本系介動の実践(クールビズ、ウォームビ 省エネ行動の実践(クールビズ、ウォームビ 、省エネ診断など) 86 D 5,193 運輸 低炭素な交通やまち にする 次世代自動車の普及 トラック輸送の効率化、自動車輸送事業等の グリーン化、共同輸送の作進、トラック輸送 から貨物鉄道輸送へのモーダルシェトケなど 道路交通流対策、信号の改良・LED 化、自動 運転の推進、鉄道の省エネ化など 省エネ行動の実践(エコドライブ、カーシェ アリング、公共交通機関及び自転車の利用促進など) 1,588 D 2,257 D 2,257 D 廃棄物 ごみのない循環型の 進など) 焼却処理量の削減、分別収集・リサイクルの まちにする 320 D 推進、バイオマスプラスチックの普及など 高額 一株地、バイオマスプラスチックの普及など 320		にする			D
本書及させる 田、環境負荷の小さい供給電力の選択 1		計		94,167	
事者 名エネルギーな機器等への転換(燃料電池 コージェネレーションシステム、LED 照明な ど) 6,575 D.F 富エネ行動の実践(クールビズ、ウォームビ ズ、省エネ診断(うちエコ診断)など) 892 D 業務 その他 再生可能エネルギー を普及させる 太陽光発電及び蓄電池、太陽熱利用などの利 用、環境負荷の小さい供給電力の選択 12,314 B.C 事業所の省エネ化 する 事業所の省エネ化 2,837 D 電エネルギーを推進 する 事業所の省エネ化 省エネに動の実践(クールビズ、ウォームビ ズ、省エネ診断など) 9,956 D.F 計 25,193 運輸 低炭素な交通やまち にする 次世代自動車の普及 トラック輸送の効率化、自動車輸送事業等の グリーン化、共同輸送の推進、トラック輸送 から貨物鉄道輸送へのモーダルシフトなど 道路交通流対策、信号の改良・LED化、自動 運転の推進、鉄道の省エネ化など 省エネ行動の実践(エコドライブ、カーシェ アリング、公共交通機関及び自転車の利用促 進など) 1,588 D 藤棄物 ごみのない循環型の まちにする 焼却処理量の削減、分別収集・リサイクルの まちにする 14,005 藤棄物 ごみのない循環型の まちにする 焼却処理量の削減、分別収集・リサイクルの まちにする 320 D	家庭			18,057	A,C
コージェネレーションシステム、LED 照明な ビ) 省エネ行動の実践(クールビズ、ウォームビ ズ、省エネ診断(うちエコ診断)など) 30,762 業務 再生可能エネルギー 太陽光発電及び蓄電池、太陽熱利用などの利 12,314 B,C		省エネルギーを推進	住宅の省エネ化	5,238	D
薬務 その他		する	コージェネレーションシステム、LED 照明な	6,575	D,F
再生可能エネルギー 太陽光発電及び蓄電池、太陽熱利用などの利用、環境負荷の小さい供給電力の選択				892	D
その他 を普及させる		計		30,762	
する				12,314	В,С
廃棄物ボームビ (カールビズ、ウォームビ (省エネ行動の実践 (クールビズ、ウォームビ (イン・イン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		省エネルギーを推進	事業所の省エネ化	2,837	D
廃棄物ズ、省エネ診断など)正輔(本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本)		する	調・給湯器、LED 照明など)	9,956	D,F
運輸 低炭素な交通やまちにする 次世代自動車の普及 トラック輸送の効率化、自動車輸送事業等の グリーン化、共同輸送の推進、トラック輸送 から貨物鉄道輸送へのモーダルシフトなど 道路交通流対策、信号の改良・LED 化、自動 運転の推進、鉄道の省エネ化など 省エネ行動の実践(エコドライブ、カーシェ アリング、公共交通機関及び自転車の利用促進など) 1,588 D 計 14,005 廃棄物 ごみのない循環型の まちにする 焼却処理量の削減、分別収集・リサイクルの 推進、バイオマスプラスチックの普及など 320 計 320				86	D
F 東物I 大ラック輸送の効率化、自動車輸送事業等の グリーン化、共同輸送の推進、トラック輸送 から貨物鉄道輸送へのモーダルシフトなど 道路交通流対策、信号の改良・LED 化、自動 運転の推進、鉄道の省エネ化など 省エネ行動の実践(エコドライブ、カーシェ アリング、公共交通機関及び自転車の利用促進など)1,588 D下すいり、公共交通機関及び自転車の利用促進など)14,005下薬物ごみのない循環型の まちにする焼却処理量の削減、分別収集・リサイクルの 推進、バイオマスプラスチックの普及など 計320 D		計		25,193	
グリーン化、共同輸送の推進、トラック輸送から貨物鉄道輸送へのモーダルシフトなど 道路交通流対策、信号の改良・LED 化、自動運転の推進、鉄道の省エネ化など 省エネ行動の実践(エコドライブ、カーシェアリング、公共交通機関及び自転車の利用促進など)1,588D計14,005廃棄物ごみのない循環型の 焼却処理量の削減、分別収集・リサイクルのまちにする 計320D	運輸	低炭素な交通やまち	次世代自動車の普及	8,862	D
運転の推進、鉄道の省エネ化など 省エネ行動の実践(エコドライブ、カーシェ アリング、公共交通機関及び自転車の利用促進など)2,257D計14,005廃棄物ごみのない循環型の まちにする焼却処理量の削減、分別収集・リサイクルの 推進、バイオマスプラスチックの普及など 計320D		にする	グリーン化、共同輸送の推進、トラック輸送	1,298	D
アリング、公共交通機関及び自転車の利用促進など) 14,005 廃棄物 ごみのない循環型の まちにする 焼却処理量の削減、分別収集・リサイクルの 推進、バイオマスプラスチックの普及など 320 D 計 320 320				1,588	D
廃棄物 ごみのない循環型の まちにする 焼却処理量の削減、分別収集・リサイクルの 推進、バイオマスプラスチックの普及など 320 D 計 320			アリング、公共交通機関及び自転車の利用促	2,257	D
まちにする 推進、バイオマスプラスチックの普及など 計 320		計		14,005	
計 320	廃棄物	まちにする		320	D
合計 164,447		計		320	
	合計			164,447	

注)端数処理の関係上、各温室効果ガス排出量の和や比が合計値と合わない場合がある。

削減見込量の算定根拠

根拠	根拠となる資料・条件
Α	■再生可能エネルギー発電(太陽光発電)(家庭部門)
	【2013(平成 25)年度】 • 「固定価格買取制度・情報公表用ウェブサイト」(経済産業省・資源エネルギー庁)の太陽光発電 10kW 未満導入容量・件数実績(主に家庭用)及び発電施設併設件数から、家庭部門への導入量の現状を把握して設定。 【2030(令和 12)年度】
	・「長泉町環境基本計画に関するアンケート調査」(2020(令和2)年11月)の町民アンケートにおいて、太陽 光発電を「現在導入している」「今後導入する予定」「予定はないが導入したい」と回答した世帯が太陽光発電 を導入するものと設定。さらに、蓄電池を「現在導入している」「今後導入する予定」「予定はないが導入した い」と回答した世帯が蓄電池システム(太陽光発電とセット)を導入するものとし、現状の平均導入容量(10kW 未満)を乗じて導入見込量を設定。
	・経済産業省・調達価格等算定委員会「平成 29 年度以降の調達価格等に関する意見」(2016 (平成 28) 年 12 月) による設備利用率 (10kW 未満) 13.7%及び年間時間数 8,760 時間を乗じて年間発電量を推定し、第 50 回経済産業省・調達価格等算定委員会資料「地域活用要件について」(2019 (令和元) 年 11 月) 等による太陽光発電の自家消費率 (住宅・蓄電地なし:30%、住宅・蓄電池あり:60%)、と現状推移ケース推計に使用した電気事業者別排出係数(東京電力エナジーパートナーの 2016 (平成 28)年度排出係数:0.000486t-CO ₂ /kWh) を乗じて設定。
В	■再生可能エネルギー発電(太陽光発電)(業務その他部門)
	【2013(平成 25)年度】 • 「固定価格買取制度・情報公表用ウェブサイト」(経済産業省・資源エネルギー庁)の太陽光発電 10kW 以上 50kW 未満導入容量・件数実績(主に中小事業所用)から、業務その他部門への導入量の現状を把握して設定。 【2030(令和 12)年度】
	 「長泉町環境基本計画に関するアンケート調査」(2020(令和2)年11月)の事業者アンケートにおいて、太陽光発電を「現在導入している」「今後導入する予定」「予定はないが導入したい」と回答した事業所が太陽光発電を導入するものとし、現状の平均導入容量(10kW以上50kW未満)を乗じて導入見込容量を設定。 経済産業省・調達価格等算定委員会「平成29年度以降の調達価格等に関する意見」(2016(平成28)年12月)による設備利用率(10kW以上)15.1%及び年間時間数8,760時間を乗じて年間発電量を推定し、第50回経済産業省・調達価格等算定委員会資料「地域活用要件について」(2019(令和元)年11月)等による太陽光発電の自家消費率(業務ビル・工場:71%)と現状推移ケース推計に使用した電気事業者別排出係数(東京電力エナジーパートナーの2016(平成28)年度排出係数:0.000486t-CO2/kWh)を乗じて設定。
С	■環境負荷の小さい供給電力の選択 【2030(令和 12)年度】
	• 電気事業者別排出係数(東京電力エナジーパートナーの 2016 (平成 28)年度排出係数: 0.000486t-CO ₂ /kWh)が、「長期エネルギー需給見通し」(経済産業省、2015 (平成 27) 年 7 月) における 2030 (令和 12) 年度の全電源平均排出係数目標(全電源平均: 0.00037t-CO ₂ /kWh) になり、供給電力の排出係数が現状趨勢ケースから 23.9%削減されると想定して設定。
D	■「地球温暖化対策計画」の目標達成
	【2030(令和12)年度】 •国の「地球温暖化対策計画」(2016(平成28)年5月)」に掲げられている目標について、長泉町分を按分して設定。
Е	■省エネ法・特定排出者の目標達成
	【2030(令和12)年度】 ・産業部門製造業における省エネ法に基づく特定排出者については、省エネ法に基づく目標「原単位(製造品出荷額)当たり排出量を平均1%削減」を達成するものとし、2016(平成28)年度から2030(令和12)年度にかけて原単位当たり9.2%削減されると想定して設定。
F	■省エネルギーな機器等への転換(高効率給湯器等) 【2013(平成 25)年度】 ・前回の「長泉町環境基本計画に関するアンケート調査」(2016(平成 28)年3月)の町民及び事業者アンケートにおいて、電気式高効率給湯器、ガス式高効率給湯器、燃料電池コージェネレーションシステムを「現在導入している」と回答した世帯及び事業者の割合として設定。 【2030(令和 12)年度】
	• 「長泉町環境基本計画に関するアンケート調査」(2020(令和2)年11月)の町民及び事業者アンケートにおいて、電気式高効率給湯器、ガス式高効率給湯器、燃料電池コージェネレーションシステムを「現在導入している」「今後導入する予定」「予定はないが導入したい」と回答した世帯・事業者が2030(令和12)年度に導入するものとして設定。

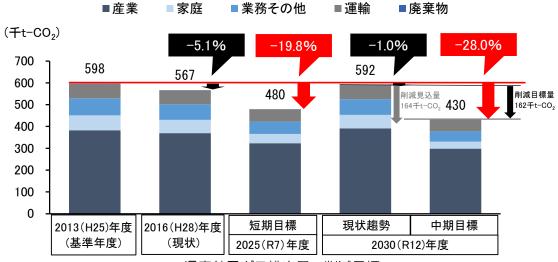
2 削減目標

将来推計(現状趨勢)や国及の削減目標を元に、2013(平成25)年度を基準年度とし、2025(令和7)年度までに20%削減、2030(令和12)年度までに2013(平成25)年度比で28%削減します。

また、2050 (令和32) 年度の長期目標については、国の動向を踏まえながら、脱炭素社会の実現を目指すため、温室効果ガス排出量の実質ゼロ(ゼロカーボン)を目指していくこととします。

●削減目標

2025 (令和 7) 年度までに 2013 (平成 25) 年度比で 20%削減 2030 (令和 12) 年度までに 2013 (平成 25) 年度比で 28%削減



温室効果ガス排出量の削減目標

温室効果ガス排出量の削減目標(単位は千t-CO2)

		2013	2016	2025 (R7)		2030(R12)年度		
	_	(H25)	(H28)	短期	基準年度	現状	中期	基準年度
		(基準年度)	(現状年度)	目標	(2013) 比	趨勢	目標	(2013) 比
	産業	383	369	323	-15.6%	391	298	-22.2%
エネルギー起源	家庭	68	61	43	-36.9%	63	33	-52.3%
CO ₂	業務その他	78	72	56	-28.1%	72	47	-39.9%
	運輸	67	64	57	-15.7%	66	52	-22.2%
非工训+ [*] 一起源 CO ₂	廃棄物	1	1	1	-47.5%	0.7	0.4	-67.3%
合	計	598	567	480	-19.8%	592	430	-28.0%

注)端数処理の関係上、各温室効果ガス排出量の和や比が合計値と合わない場合がある。

2050年カーボンニュートラル・脱炭素社会に向けて

パリ協定を踏まえ、政府は2016(平成28)年5月に「地球温暖化対策計画」、2019(令和元)年6月に「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」を閣議決定しました。これらの計画・戦略の中では、2030(令和12)年度までに2013(平成25)年度を基準として26%以上削減する中期目標の達成とともに、長期目標として2050(令和32)年度までに80%の温室効果ガスの排出削減目標を掲げました。しかし、国は2020(令和2)年10月、2050(令和32)年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするカーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを正式に宣言しました。

また、2020 (令和 2) 年 12 月には成長戦略会議において、2050 (令和 32) 年カーボンニュートラルの方向性を示した「実行計画」が公表されました。これによると、2050 (令和 32) 年カーボンニュートラルを達成するためには、電化社会が前提となり、再生可能エネルギーを最大限に活かすための電力ネットワークのデジタル制御など、高度通信技術インフラの整備と AI、IoT の活用が不可欠としています。なお、2050 (令和 32) 年カーボンニュートラルは極めて困難な課題であるため、現存する技術だけでの対応は不十分であり、革新的技術開発を進めることが必要であるとしており、重点的に取り組む必要がある分野として下記の3分野を挙げています。

- ・電化+電力のグリーン化(再生可能エネルギー、水素発電、次世代蓄電池技術など)
- ・水素(熱・電力分野等を脱炭素化するための水素大量供給・利用技術)
- ・CO₂固定・再利用(カーボンリサイクル、CO₂回収・貯留付バイオマス発電など)

さらに、「2050 年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」(成長戦略会議、2020 (令和2) 年12月) において、産業別の14の分野について2050 (令和32) 年までの実行計画を示しています。例えば、自動車産業においては、遅くとも2030 (令和12) 年代半ばまでに、乗用車の新車販売の100%電動車(電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリット自動車、ハイブリット自動車)を実現するとしています。



2050年カーボンニュートラルに向けた産業別の実行計画(自動車・蓄電池産業)出典)「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」(成長戦略会議、2020(令和2)年12月)

第3節 望ましい環境像・環境目標



1 望ましい環境像

本計画は、2017 (平成 29) 年 3 月に策定した「長泉町環境基本計画(後期計画)」の望ましい将来像を実現するための個別計画であることから、望ましい環境像は長泉町環境基本計画のものを掲げます。

みんなを元気にする 水と緑のふるさと ながいずみ

~いつまでも住み続けたい e まちをめざして~

2 環境目標

本計画の環境目標は、長泉町環境基本計画の 5 つの環境目標の1つである「地球にやさしい 循環するまち」とします。

地球にやさしい 循環するまち

3 取り組みの柱

環境目標を実現するための取り組みの柱として、「再生可能エネルギーを普及させる」「省エネルギーを推進する」「低炭素な交通やまちにする」「ごみのない循環型のまちにする」「地球温暖化に適応する」の5つを掲げます。

■ 再生可能エネルギーを普及させる

太陽光発電や太陽熱利用、小水力発電など、本町の自然的条件に適した再生可能エネルギーの利用を 促進するとともに、自然環境や景観、生活環境との調和を図るため、事業を適切に誘導します。

■ 省エネルギーを推進する

省エネルギー型の電化製品や建築物、自動車への転換や省エネルギー行動の推進などを図ります。

■ 低炭素な交通やまちにする

低炭素な交通の普及や、二酸化炭素の吸収源として有効な緑豊かなまちづくり、低炭素なまちづくり を推進します。

■ ごみのない循環型のまちにする

ごみのない循環型のまちにすることにより、温室効果ガス排出量の削減をします。

■ 地球温暖化に適応する

温室効果ガス排出量の削減などのいわゆる「緩和」策だけではなく、地球温暖化の環境に順応する「適応」策の検討を進めます。

望ましい環境像

みんなを元気にする 水と緑のふるさと ながいずみ

~いつまでも住み続けたい e まちをめざして~



環境目標



取り組みの柱

地球にやさしい 循環するまち

1 再生可能エネルギーを普及させる

- (1)太陽光発電・太陽熱利用システムの普及
- (2)その他の再生可能エネルギーの導入
- (3)再生可能エネルギー施設と周辺環境との調和

2 省エネルギーを推進する

- (1)省エネルギーな機器等への転換
- (2)省エネルギーな建築物への推進
- (3)省エネルギー行動の推進

3 低炭素な交通やまちにする

- (1)低炭素な交通の普及
- (2)緑豊かなまちづくりの推進
- (3)低炭素なまちづくりの推進

4 ごみのない循環型のまちにする

- (1)ごみの発生抑制(リデュース・リフューズ)の推進
- (2)ごみの再利用(リユース)・再資源化(リサイクル)の推進
- (3)ごみに関する普及啓発・調査研究
- (4)効率的な収集・運搬

5 地球温暖化に適応する

- (1)人の健康や都市生活に対する影響の緩和
- (2)農畜産業や自然環境に対する影響の緩和
- (3)地球温暖化による災害の減災

取り組みの体系

第3章 地球温暖化対策の戦略



防災センターの太陽光発電



ウェルピアながいずみの太陽光発電・太陽熱利用



アースキッズ事業



第4章

地球温暖化対策の取り組み

第1節 再生可能エネルギーを普及させる

第2節 省エネルギーを推進する

第3節 低炭素な交通やまちにする

第4節 ごみのない循環型のまちにする

第5節 地球温暖化に適応する



第1節 再生可能エネルギーを普及させる



1 国などの動向



温室効果ガスを排出する化石燃料への依存度を減らすとともに、災害にも強い地域づくりにもつながる地産地消エネルギーとして、再生可能エネルギーが注目されています。2009(平成21)年に余剰電力買取制度、2012(平成24)年に固定価格買取制度(FIT制度)が導入されて以降、全国的に太陽光発電を中心とした再生可能エネルギーの普及が進みました。しかし、2015(平成27)年7月に策定された「長期エネルギー需給見通し」では、2030(令和12)年における再生可能エネルギーの電源比率は22~24%となっているものの、2017(平成29)年時点では約16%に留まっています。



今後は家庭用太陽光発電の固定価格買取が順次終了するため、売電から自家消費へ切り替える家庭が多くなると想定されることから、発電した電気を蓄えることができる蓄電池及び電気自動車などの普及が期待されています。また、2050 (令和 32) 年の温室効果ガス排出実質ゼロという国の目標に向けて、太陽光発電や太陽熱利用、小水力発電、地中熱利用など多種多様な再生可能エネルギーの普及、再生可能エネルギー100%の電力需要の拡大などが期待されています。

2 取り組みの方向性

町では、役場本庁舎や小学校、ウェルピアなど公共施設への太陽光発電の設置を行うとともに、家庭向けに太陽光発電や太陽熱高度利用システムなどへの補助制度を創設し、普及に努めてきました。また、民間が設置し、町とも協定を結んでいる小水力発電施設も、県内外から注目を集めています。

しかし、再生可能エネルギーの普及はまだまだわずかであり、このほかにもいろいろな種類があります。本町の自然的条件に適した再生可能エネルギーの利用を促進するため、町施設への積極的な導入や、 家庭や事業所への導入支援などを行っていきます。

なお、大規模な再生可能エネルギー施設の設置に際しては、本町の美しい景観や安全・安心な生活環境と調和を図るように誘導していく必要があります。

3 町が推進する取り組み

(1) 太陽光発電・太陽熱利用システムの普及

- ◇ 太陽光発電システムや太陽熱高度利用システムの導入を促進するため、設置補助の実施や情報提供、 普及啓発などを行います。
- ◇ 町の公共施設などに太陽光発電システムや太陽熱高度利用システムを導入するとともに、普及啓発や環境教育などに活用します。

(2) その他の再生可能エネルギーの導入

- ◇ 町内にある小水力発電施設について PR します。
- ◇ 事業者が小水力発電を導入する際に、手続きなどのアドバイスを行います。
- ◇ ごみ収集車に廃食用油から精製したバイオディーゼル燃料 (BDF) を使用し、バイオマスエネルギーなどの利用を促進します。
- ◇ 公共施設に太陽風力ハイブリッドシステムや小型風力発電、地中熱利用システムの設置、小水力発電施設の導入可能性について検討します。

(3) 再生可能エネルギー施設と周辺環境との調和

◇ 「長泉町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例」に基づき、再生可能エネルギー発電事業と周辺環境との調和を図ります。

4 町民・事業者に期待する取り組み

(1) 太陽光発電・太陽熱利用システムの普及

- ◇ 太陽光発電システムや太陽熱高度利用システムを導入します。
- ◇ 携帯型の太陽光発電装置などを活用することで、日常的な省エネルギーの実践と災害時の備えを心がけます。

町民	事業者
*	*
*	*

(2) その他の再生可能エネルギーの導入

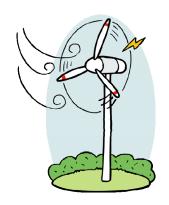
- ◇ 小水力発電、小型風力発電、地中熱利用システム、バイオマスエネルギーなど、太陽光・太陽熱以外の再生可能エネルギーを積極的に活用します。
- ◇ ごみ収集関係の委託業者や許可業者は、ごみ収集車両へのバイオディーゼル 燃料 (BDF) の使用を薦めます。
- ◇ 再生可能エネルギーについての理解を深め、普及拡大に協力します。

町民	事業者
	*
	*
*	*

(3) 再生可能エネルギー施設と周辺環境との調和

◇ 大規模な太陽光発電・風力発電施設を設置する場合は、「長泉町自然環境等と 再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例」に基づいた届出などの 手続きを行います。





第2節 省エネルギーを推進する



1 国などの動向



「長期エネルギー需給見通し」では、2013 (平成 25) 年度を基準年として、年 1.7%の経済成長を前提としつつ 2030 (令和 12) 年度のエネルギー消費効率を 35% 程度改善する必要があります。これは非常に厳しい数値で、2016 (平成 28) 年度時点では 17.4%にとどまっています。

「エネルギーの使用の合理化等に関する法律(省エネ法)」では、産業、業務、運輸の各部門においては、エネルギー使用の多い事業者に対して毎年度、省エネルギーの取り組み状況やエネルギー消費効率の改善状況の報告義務が課されています。業務及び家庭部門においては、エネルギー消費機器を対象とするトップランナー制度により、省エネ目標値を定めています。また、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(建築物省エネ法)」では、大規模建築物の省エネ適合義務や省エネ表示義務が適用されています。

このほか、燃料電池コージェネレーションシステム、エネルギー管理システム(HEMS、BEMS、FEMS)、ZEH(ネット・ゼロ・エネルギーハウス)の普及、ESCO事業の導入など、省エネルギーに関わる様々な取り組みが行われています。

2 取り組みの方向性

東日本大震災以降のエネルギーに対する意識の高まりを受け、省エネルギーに関する取り組みは進んできていますが、特に事業者アンケートでは省エネルギー設備の導入意向が高いなど、今後さらに普及が望まれます。

エネルギーを効率的に利用するため、高効率機器の普及やエネルギー管理システムの導入、低炭素型の建築物の普及、ライフスタイルの転換となる省エネルギー行動を推進します。

3 町が推進する取り組み

(1)省エネルギーな機器等への転換

- ◇ 家庭を対象に燃料電池コージェネレーションシステム、蓄電池システムなどの設置に対する補助を行い、普及促進を図ります。
- ◇ 高効率空調、高効率ボイラー、廃熱及び未利用熱利用などの普及促進を図ります。
- ◇ 省エネルギー診断 (うちエコ診断) を推進します。
- ◇ 中小企業を対象とした省エネルギー設備への補助を行います。
- ◇ 省エネナビやエネルギー管理システム(HEMS、BEMS、FEMS など)の導入促進を図ります。
- ◇ 公共施設において、BEMS 及び計測器等を導入します。
- ◇ 公共施設において、設備・機器を省エネ改修します。
- ◇ 学校改修時に省エネ効果の高い設備・機器を導入します。
- ◇ 省エネ法の特定事業者として、公共施設におけるエネルギーの使用の合理化を図ります。
- ◇ 公共施設に電気充電・水素充填設備の設置を検討していきます。
- ◇ 電気自動車やプラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車などの次世代自動車及び充電器の 設置や低燃費車を普及促進します。

(2)省エネルギーな建築物への転換

- ◇ 公共施設において、省エネルギー型の建築物を導入します。
- ◇ 次世代エネルギー基準適合した省エネルギー型の住宅・建築物を普及促進します。
- ◇ 省エネルギー及び防災の視点からネットゼロエネルギー住宅(ZEH)に対する補助を行い、普及促進を図ります。
- ◇ 「住宅性能表示制度」(住宅の品質確保の促進等に関する法律) や「住宅省エネラベル」(エネルギーの使用の合理化に関する法律) の情報を提供します。
- ◇ 省エネルギー性能の低い既存建築物に対して、省エネ改修や ESCO 事業等を促進します。

(3)省エネルギー行動の推進

- ◇ 子どもたちに家族の環境リーダーになってもらい、家庭での地球温暖化防止の取り組みを進めるアースキッズ事業を推進します。
- ◇ イベント時には温暖化防止を啓発するための展示などを行います。
- ◇省エネルギー・節電に関するふれあい出前講座を開催します。
- ◇ ウェブサイトや広報の活用による地球温暖化に関する情報提供を行います。
- ◇ 町内の中小企業等を対象に、「エコアクション 21」を取得するための認証登録料及び更新料の補助を します。
- ◇ 町内の先進的な地球温暖化対策の取り組みを紹介します。
- ◇公共施設などクールスポットづくりによる地域全体の省エネ推進を図ります。
- ◇エコドライブを推進します。
- ◇ ノーカーデーの実践、時差出勤などを普及促進します。
- ◇公共施設において、ノンフロン製品または温暖化係数の低い製品の導入を行うとともに、フロンガス 使用製品の使用量の抑制、適正処理、冷媒等の漏えい防止のための点検・整備を行います。

4 町民・事業者に期待する取り組み

(1)省エネルギーな機器等への転換

- ◇ 燃料電池コージェネレーションシステム、高効率照明(LED)、蓄電池などを 導入します。
- ◇ 高効率空調、高効率ボイラー、廃熱及び未利用熱利用を導入します。
- ◇ うちエコ診断などの省エネルギー診断を行います。
- ◇ 省エネナビやエネルギー管理システム (HEMS、BEMS、FEMS) を導入します。
- ◇ 省エネ法の特定事業者は、エネルギーの使用の合理化を図ります。
- ◇ より環境負荷の小さなエネルギーの調達方法、二酸化炭素排出量の少ない燃料 への転換を進めます。
- ◇ 自動車を買い替える時には、電気自動車やプラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車などの次世代自動車や低燃費車を選択します。

を	*	*
	* *	*
ミす 。	*	*
料		*
ハ	*	*

町民

事業者

(2) 省エネルギーな建築物への転換

- ◇ 次世代エネルギー基準に適合した住宅・建築物を選択します。
- ◇ 省エネルギー性能の低い既存住宅や建築物は、省エネ改修や ESCO 事業などを 行います。
- ◇ 「住宅性能表示制度」や「住宅省エネラベル」を活用します。

町民	事業者
*	*
*	*
*	

(3)省エネルギー行動の推進

- ◇ 日常生活や事業活動の中で省エネルギーを実践します。
- ◇ 省エネルギー・節電に関するふれあい出前講座を利用します。
- ◇ 地球温暖化に関する積極的な情報収集を行います。
- ◇ 省エネルギーに関する意識啓発イベントへ参加します。
- ◇ 地球温暖化対策の取り組みの町への報告や提案を行います。
- ◇ 地域のクールスポットを積極的に利用します。
- ◇ 環境自主行動計画の策定や環境マネジメントシステム(エコアクション 21 など)を取り入れ、省エネルギーの取り組みを継続的に改善します。
- ◇ ノーカーデーを実践するとともに、徒歩や自転車による移動を心がけます。
- ◇ エコドライブを心がけます。
- ◇ テレワークを実施するとともに、ウェブ会議を活用します。

	町民	事業者
	*	*
	*	*
	*	*
	*	*
	*	*
	*	
Ì		*
	*	*
	*	*
	*	*



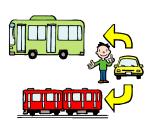
第3節 低炭素な交通やまちにする



1 国などの動向



都市構造や交通システムは、業務床面積や交通量の増減などを通じて、中長期的に温室効果ガス排出量に影響を与え続けることから、従来の拡散型からの転換を目指し、都市のコンパクト化と公共交通網の再構築、都市のエネルギーシステムの効率化を通じた低炭素型の都市・地域づくりを推進する必要があります。このため、都市、交通、森林、公園緑地などに関する個別計画・施策とも調整を図りながら、進めていくことが重要とされています。



具体的には、都市のコンパクト化、公共交通網の再構築、スマートコミュニティの構築、森林などの 吸収源の適正管理、屋上緑化・壁面緑化などが推進されています。

2 取り組みの方向性

2050(令和32)年までに温室効果ガス排出量を現状から大幅に削減するためには、機器の性能向上などの単体対策だけでは不十分であり、社会システムや都市・地域構造の転換が必要です。すなわち、まちづくりを進める上で脱炭素社会に対応していく必要があります。

そのため、低炭素な交通の普及や、二酸化炭素の吸収源として有効な緑豊かなまちづくり、低炭素なまちづくりの推進などをできる取り組みから優先して実施します。

3 町が推進する取り組み

(1) 低炭素な交通の普及

①道路の整備

- ◇ 効果的な都市計画道路の整備により道路ネットワークの構築を進め、交通渋滞などの発生を抑制します。
- ◇ 統一性を持った道路案内板の整備、公共サインの充実、駐輪場の適正利用を図るなど、道路や鉄道に 関連する施設の整備を進め、人や車が道路をより安全に利便よく利用できる環境を整えます。

②公共交通機関の利用促進

- ◇ 福祉や交通を含めて都市全体の構造を見直すために、コンパクト・シティ・ネットワークを進めます。
- ◇ 「立地適正化計画」、東駿河湾 PT (パーソントリップ) 調査結果等を踏まえ、将来の公共交通を検 討します。
- ◇地域それぞれの実情に合わせた生活交通のあり方について検討を進めます。
- ◇ バスの乗り方教室、バス路線図の作成、自治会への説明等を実施します。
- ◇ 民間バス事業者に対して、運行補助金を交付します。
- ◇ 各バス事業者の収益状況を踏まえたうえで利用しやすいバス運賃の検討します。
- ◇ IR 沿線の自治体等と鉄道の利便性向上等の働き掛けを行います。
- ◇ 道路の整備に合わせて、バス路線を見直します。
- ◇ バス車輌のバリアフリー化など、誰もが利用しやすい利便性の高い公共交通の実現を図ります。
- ◇ 桃沢地区と長泉なめり駅を結ぶデマンド乗合タクシー「ももタク」の普及拡大を図ります。
- ◇ スマートフォンのアプリを使って簡単に電動アシスト付自転車が借りられるシェアサイクルを普及

拡大します。

◇ 公用車において、自動車の保有から利用へ転換し、自動車での移動機会の減少を図ります。

(2) 緑豊かなまちづくりの推進

①森林の適正管理

- ◇ 長泉町森林整備計画に基づき、森林の保全・整備を行います。
- ◇ 森林組合と調整し、林道の整備を図ります。
- ◇ 町有林の人工林については、適正な間伐を継続的に実施し、山林を保全していきます。

②公共施設・公園・道路などの緑化推進

- ◇ 各公共施設では、施設内の緑化木等の維持管理、フラワーポットによる緑化を推進します。
- ◇小さな広場やスペースの緑化を推進します。
- ◇町民との協働によるがんセンター周辺の道路の花壇管理を継続します。
- ◇ 希望する地区に緑花を配布するとともに、配布する緑花の品種の変更について検討します。
- ◇ 地域が管理する花壇などの整備を行います。

③家庭や事業所における緑化推進

- ◇まちじゅう緑花に関するふれあい出前講座を開催します。
- ◇ 園芸講習会 (ガーデニングスクール) を開催します。
- ◇ 緑化維持管理リーダーの人材を育成します。
- ◇花と緑のコンクールを開催します。
- ◇工場立地法に基づく緑地率の周知・指導に努めます。

(3) 低炭素なまちづくりの推進

- ◇省エネルギー型の街路灯などの設置を推進します。
- ◇ 都市計画事業や再開発事業においては、エネルギーの効率的利用を検討し、コージェネレーションシステムの導入や建物間における電気・熱エネルギーの融通など、地域エネルギーシステムを採り入れたまちづくりの構築を図ります。
- ◇ 公共施設において近隣の個別需要家の建物を導管で連結し、建物相互間で熱を融通したり、熱源設備 を共同利用するシステムを導入します。
- ◇ 公共施設において、高効率ヒートポンプシステムやコージェネレーションを導入した発電・排熱利用などにより、エネルギーの総合的利用を推進する建物群の集団的なエネルギー運用システムを整備します。
- ◇ 事業者と町の間で「環境創造型まちづくりにおける連携に関する協定」を締結し、環境と経済の好循環なまちづくりを行います。

3 町民・事業者に期待する取り組み

(1) 低炭素な交通の普及

◇ バスや鉄道などの公共交通機関を積極的に利用します。

町民 事業者

(2) 緑豊かなまちづくりの推進

- ◇ 森づくりのための間伐や植林へ参加します。
- ◇ 事業所敷地内の在来種による小さな森づくりを行います。
- ◇ 森づくりを通じて、環境を大切にする企業姿勢を PR します。
- ◇ 緑のカーテンを設置します。
- ◇ 地区や公民館などにおいて町から配布された緑花の手入れを行います。
- ◇ 雨水貯留槽を設置して散水などに活用します。
- ◇ 緑花のふれあい出前講座へ積極的に参加します。
- ◇ 花の時期や水やりなど、管理方法を学習します。
- ◇ 花と緑のコンクールに参加します。
- ◇ 生け垣や花壇などによる緑化を進めます。
- ◇ 開発面積に応じた緑化率の基準を遵守しましょう。

町民	事業者
*	*
	*
	*
*	*
*	
*	*
*	
*	
*	*
*	*
	*

(3) 低炭素なまちづくりの推進

- ◇ 住宅を購入する場合は、低炭素型の住宅地などを選択します。
- ◇ 事業所の新築・移転などの際には、低炭素型の工場団地を選びます。
- ◇ 町との間で「環境創造型まちづくりにおける連携に関する協定」を締結し、 環境と経済の好循環なまちづくりに協力します。

町民	事業者
*	*
	*



第4節 ごみのない循環型のまちにする



1 国などの動向



日本の温室効果ガス総排出量における廃棄物分野の割合は、2.6% (2018 (平成30)年度)を占めており、低炭素社会・循環型社会の統合的な実現に向けて、特に化石燃料由来の廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用をさらに進めつつ、その上でエネルギー回収を進めていく必要があります。



2018 (平成 30) 年 6 月に閣議決定された国の「第四次循環型社会形成推進基本計画」では、廃棄物やバイオマス資源(家畜排せつ物、食品廃棄物、未利用間伐材、下水汚泥など)による発電や熱利用などの方向性が示されています。

また、近年では海洋プラスチックごみなど廃プラスチックの問題が顕在化し、自然生態系や気候変動などへの影響も懸念されています。そこで、国は 2019 (令和元) 年5月に「プラスチック資源循環戦略」を策定し、2030 (令和12) 年までに、「ワンウェイのプラスチック (容器 包装等) を累積で 25%排出抑制」などの数値目標を掲げました。この戦略では、プラスチックの資源循環に関してリデュース等の徹底、効果的・効率的で持続可能なリサイクル、再生材・バイオプラスチックの利用促進などが重点戦略として設定されています。

2 取り組みの方向性

近年、本町の人口は増加しているものの、ごみ減量に向けた施策の実施や、町民の意識の向上などにより、ごみ排出量は減少傾向にあり、1人1日当たりごみ排出量も減少しています。

今後もごみの発生を抑制し、使用した製品の再利用や再資源化を進めます。特に温室効果ガスの排出 に関わるのはプラスチック製品などの燃焼のため、資源の分別収集を徹底する必要があります。

なお、この項目については「長泉町一般廃棄物処理基本計画」(2018(平成30)年3月)の内容と整合を図ることとします。

3 町が推進する取り組み

(1) ごみの発生抑制(リデュース・リフューズ)の推進

- ◇ レジ袋削減に関する協定の締結やマイバッグの持参、簡易包装、グリーン購入の推進など、ごみの減量につながる販売・購入スタイルを普及するとともに、協定締結店舗の増加を目指します。
- ◇ 水切りの徹底、生ごみ処理機器への補助、EM ぼかしを使った生ごみ処理の推進代替への支援、他市町の事例研究などにより、生ごみの減量を推進します。
- ◇ ごみの排出にかかる公平性の確保、ごみ処理経費の負担軽減を図るため、生活系直接搬入ごみの有料 化を検討します。
- ◇ 適正処理の指導、多量排出者への減量化計画の作成指導、木屑処理機を利用した再資源化・バイオマスエネルギーとしての活用などにより、事業系ごみの減量を促進します。
- ◇ 庁内の文書や町が配布する資料は、電子媒体を活用することにより、ペーパーレス化の推進を図ります。
- ◇ 展開検査の頻度を高めたり、再資源化が可能な品目について受け入れを制限するなどにより、直接搬入ごみの減量を推進します。

(2) ごみの再利用(リユース)・再資源化(リサイクル)の推進

- ◇ フリーマーケット・バザーの開催支援、不用品活用バンクの利用促進など、再利用を促進するイベントの支援やしくみづくりを行います。
- ◇ 廃食用油の廃油ステーション増設の検討や、剪定枝などの再資源化を推進します。
- ◇ 広報などを活用した堆肥の活用方法の紹介や、堆肥の回収、流通ルートの検討など、生ごみの堆肥化の推進を図ります。
- ◇ 家電 6 品目の適正処理、小型家電の回収及び再資源化を図ります。
- ◇ 公共施設において、環境負荷の少ない商品を使用します。

(3)ごみに関する普及啓発・調査研究

- ◇ アルミ缶回収や地域清掃活動、焼却場等への社会科見学、出前講座など、学校教育との連携による意 識啓発をします。
- ◇ 広報や出前講座、生涯学習講座などを活用し、町民・事業者への情報提供と意識啓発を図ります。
- ◇ イベントやキャンペーン・ごみ処理施設の見学による意識啓発を図ります。
- ◇ 食品廃棄物を削減するため、食育を推進します。

(4)効率的な収集・運搬

- ◇ 「ごみの出し方便利帳」「ごみカレンダー」の活用、不適切排出のごみ袋へのレッドカード貼り付け などにより、分別排出の周知徹底を図ります。
- ◇ 各自治会との協力による管理体制を強化するなど、ネットの整頓を含めてステーションの適正管理を します。
- ◇ 個別訪問によるごみ収集「にこにこ収集」を継続し、ごみ出しの困難な高齢者や障がい者に対する支援を行います。
- ◇ ステーションの場所や車両の車種など、効率的な収集・運搬方法の検討をします。

3 町民・事業者に期待する取り組み

◇ 「ふじのくにエコショップ宣言制度」に参加します。

事業者 (1) ごみの発生抑制(リデュース)の推進 町民 ◇ マイバックの持参によるレジ袋の削減に協力します。 \star ◇ マイバッグ運動に協賛して、レジ袋を削減します。 \star ◇ 必要なものを必要な量だけ購入します。 ◇ 簡易包装や裸売りなどの徹底、箸やスプーンなど商品以外の付属物を必要最 低限にして容器包装を減らします。 ◇ 使い捨て商品は購入を自粛し、エコマーク表示のある商品や詰め替え商品を \star 選びます。 ◇ 使い捨て商品の販売を控え、エコマーク表示のある商品や詰め替え商品に重 点を置きます。 ◇ 「ふじのくにエコショップ宣言制度」に登録されている販売店を積極的に利 用します。

(2) ごみの再利用(リユース)・再資源化(リサイクル)の推進 ⇒ 生ごみの水切りや堆肥化によりごみを減量します。 ⇒ 食品廃棄物の発生抑制と再資源化に努めます。 ⇒ 率先してごみ減量を行っている事業者の認定制度へ参加します。 ⇒ 事業系ごみの不適正排出をしないようにします。

◇ 「廃棄物処理法」の多量排出事業者は、減量化計画を作成します。

(3)ごみに関する普及啓発・調査研究	町民	事業者
◇ ごみの減量やリサイクルに関する知識を習得します。	*	*
◇ ごみゼロ運動に参加します。	*	*
◇ ごみに関する出前講座を積極的に活用します。	*	
◇ フリーマーケットや不用品活用バンクを活用します。	*	
◇ 資源の店頭回収に協力します。	*	*
◇ 廃食用油の回収に協力します。	*	
◇ 剪定枝のチップ化に協力し、チップを有効利用します。	*	
◇ 家電6品目・パソコン・携帯電話を適正に排出します。	*	*
◇ 小型家電のリサイクルに協力します。	*	
◇ マイボトルやマイカップを持参します。	*	*
◇ 使用済みの機器や道具などのリユース・リサイクルに協力します。	*	*
◇ 木くずの分別による再資源化に協力します。		*
◇ 資源の店頭回収に協力します。		*
◇ 廃食用油の回収に協力します。		*

◆ 廃食用油の回収に協力します。 ★ (4) 効率的な収集・運搬 「ごみの出し方便利帳」「ごみカレンダー」を参考にごみの減量化や分別の徹底を図ります。 → 画鋲やカミソリなどの危険物を混入させないようにします。 → ガスボンベやライターなどは決められた方法で排出するようにします。 → ごみステーションを清潔で安全に利用できるように心掛けるとともに、自治会での管理に協力します。 ◆ 自力でごみ出しが困難な場合は、戸別訪問によるごみ収集「にこにこ収集」を活用します。 ◆ 販売店では、本町で収集・運搬しない廃棄物(排出禁止物)の回収に協力します。



第5節 地球温暖化に適応する



1 国などの動向



気候変動への対策は、「緩和」と「適応」に大別されます。「緩和」は、気候変動の原因となる温室効果ガスの排出を抑制する取り組みです。これに対し、「適応」は既に起こりつつある、あるいは起こりうる気候変動の影響に対して、自然や社会のあり方を調整する取り組みです。2016(平成28)年11月に発効したパリ協定でも、「緩和」と「適応」は地球温暖化対策の両輪として位置付けなられています。



また、「気候変動適応法」が 2018 (平成 30) 年 12 月 1 日から施行、同 11 月に「気候変動適応計画」 が閣議決定されました。静岡県では、「静岡県の気候変動影響と適応取組方針」が 2019 (平成 31) 年 3 月に策定されました。

2 取り組みの方向性

本町における地球温暖化への適応についての対策は、これからの課題のひとつとなります。そのため、この項目では国の「気候変動適応計画」(2018(平成 30)年 11 月)に基づき、本町に関連する取り組みを掲載します。

3 町が推進する取り組み

(1) 人の健康や都市生活に対する影響の緩和

- ◇ 気温上昇に伴い、増加すると予測される熱中症や感染症への対策として、熱中症の予防や対処方法、 指導マニュアルなどの情報提供、感染症を媒介動物の発生状況の調査結果や注意情報、ワクチンの 予防接種などについて情報提供をします。
- ◇ 施設の緑化、保水性建材や高反射性塗装の活用、風の道や水路の整備、貯留した雨水の散水利用などにより、都市部のヒートアイランド対策を推進します。

(2) 農畜産業や自然環境に対する影響の緩和

- ◇ 気候変動による農畜産物への影響に適応するため、栽培時期の変更、高温に強い品種への転換・改良、遮光資材による被覆、害虫の防除、適正な気温管理などを推進します。
- ◇ 多種多様な種や生態系が時間をかけて温暖化に適応し、変化に幅広く対応できるようにするため、 山間地のまとまった自然と里地里山、都市公園などの緑のネットワークの形成を目指します。
- ◇ 集中豪雨の頻発等による山地災害への対応として、保安林の指定の計画的な推進や治山事業による 森林の保全を推進します。

(3)地球温暖化による災害の減災

- ◇ 河川の洪水調節施設や下水道施設の整備、雨水貯留・浸透施設など、流域における施設の整備を行います。
- ◇ 堤防の造成や宅地の嵩上げ、それに伴う土地利用の規制・誘導など、土地利用に応じた治水対策を 検討します。
- ◇ 洪水の予報・警報や水位などの情報提供の強化などにより、洪水発生時の減災対策を行います。

第4章 地球温暖化対策の取り組み

- ◇ 節水や漏水対策の推進、水供給施設の長寿命化などにより、渇水リスクを回避します。
- ◇ 河川環境の変化と気候変化の関係を分析し、河川環境管理の在り方を検討するとともに、適切な河川管理に努めます。
- ◇ 雨量や水位、流量、水質などのデータを蓄積し、気候変動の影響の指標をモニタリングします。
- ◇ 気象観測の情報をウェブサイトで公開します。
- ◇ ハザードマップの作成により、災害リスクについて住民に周知します。
- ◇ 自主防災組織の充実のため、資機材の整備や活動に対して補助金を交付します。
- ◇ 小学生などの地震体験車による体験を通じて、防災意識の高揚を図るなど、防災教育を推進します。
- ◇ 「立地適正化計画」の改定の際に住宅などの開発に対する勧告・公表や、防災指針を定めます。

■ 町民・事業者に期待する取り組み

(1) 人の健康や都市生活に対する影響の緩和

- ◇ 各家庭で生け垣や花づくりなどの緑化を推進します。 事業所の敷地内や店舗などの緑化を推進します。
- ◇ 熱中症の予防や対処方法について習得し、実践します。
- ◇ 蚊が繁殖しにくい環境づくりを心がけます。
- ◇ 保水性建材や高反射性塗装の活用、風の道や水路の整備、貯留した雨水の散水利用などにより、ヒートアイランド対策を実施します。

町民	事業者
*	
	*
*	*
*	* *
	*

(2) 農畜産業や自然環境に対する影響の緩和

◇ 農業や畜産業に関する温暖化への適応策を実践します。

町民	事業者
*	*

(3)地球温暖化による災害の減災

◇ 災害の関心を高め、適応の対策に協力します。

町民	事業者
*	*





第 5 章 推進体制・進行管理

第1節 推進体制

第2節 進行管理



第1節 推進体制



本計画を確実に推進していくためには、町・町民・事業者などの各主体が自らの責務を果たすとともに、互いに連携し、一体となって本計画の目標の達成に向けて協力していくことが必要です。

そこで、本章では計画の推進のため各主体に期待される役割、庁内の横断的組織などについて示します。

1 町

町は本計画の策定や進行管理、施策・事業の総合的な推進を図るとともに、町民・事業者が行う地球 温暖化防止活動の支援・協力を行います。

■ 庁内会議

本計画に掲げた町の取り組みを総合的かつ計画的に進めていくためには、庁内各課の連携が不可欠です。そのため、横断的な庁内推進組織である「庁内会議」を設置し、関係各課の地球温暖化に関する取り組みの調整を行います。また、計画の進捗状況について把握し、その公表、点検・評価、見直しを行います。

■ 各担当課

各担当課で施策や事業を行う際には、本計画に基づく地球温暖化対策を織り込むとともに、町民や事業者の取り組みの推進に対する支援などを積極的に行います。

■ 事務局

くらし環境課が庁内会議や環境審議会などの各種会議の調整を行うとともに、町民や事業者と町を結ぶ窓口として機能する事務局を担当します。

2 町民・事業者

町民及び事業者は、地球温暖化防止の取り組みを積極的に推進していくとともに、町が実施する取り組みの推進に協力します。また、地域組織や民間団体・NPO での活動への参加や、企業の社会的責任(CSR)の考え方のもと、事業者自らによる積極的な地球温暖化防止活動の拡大が望まれます。

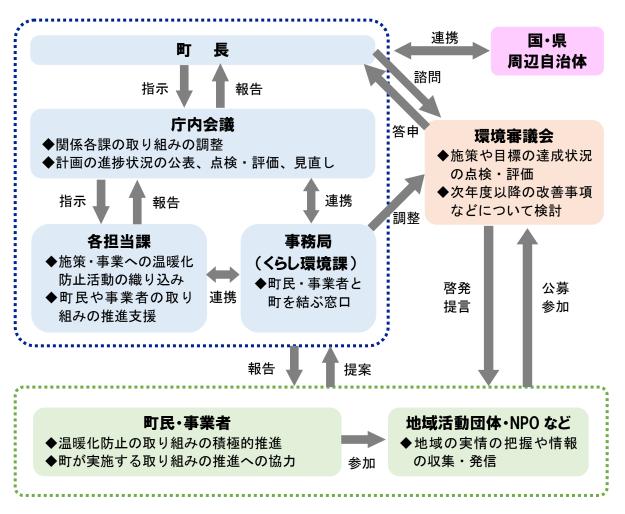
3 環境審議会

環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するうえで、必要な事項を調査審議するための町長の附属機関であり、長泉町環境基本条例第15条に基づいて設置します。

庁内推進組織がとりまとめた町の施策・事業や目標の達成状況について点検・評価し、次年度以降の 改善事項などについて検討します。

4 国・県・周辺自治体

今日の深刻化する地球温暖化の問題解決には、広域的な取り組みとともに、専門的・技術的な知見が必要となることから、周辺自治体や県、国などとの連携に努めていきます。



計画の推進体制

第2節 進行管理



本計画を着実に推進していくため、施策や事業の進捗状況を定期的に把握・評価し、計画を継続的に見直すことを目的として、継続的改善の仕組み(PDCAサイクル)を導入します。

1 実行計画の策定 (Plan)

町は国や県の動向、地域の環境特性を踏まえた上で実行計画を策定します。

2 実行計画の推進(Do)

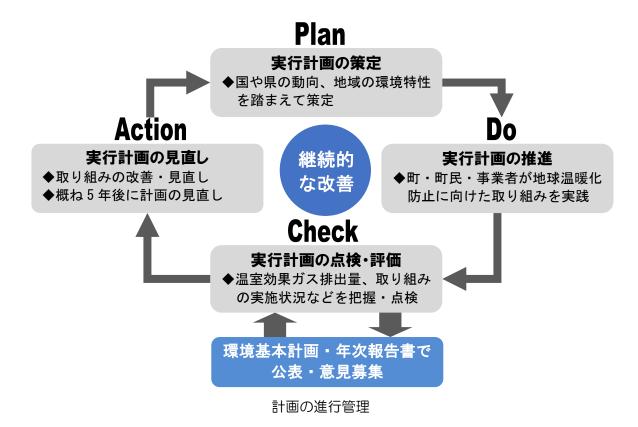
町・町民・事業者のそれぞれが地球温暖化防止に向けた取り組みを実践します。

3 実行計画の点検・評価(Check)

温室効果ガス排出量、取り組みの実施状況などを把握・点検し、実行計画の評価を行うともに、環境 基本計画・年次報告書でその結果を公表します。

4 実行計画の見直し(Action)

環境基本計画・年次報告書などで進捗状況が評価された結果を受け、必要に応じて、施策に基づく次年度以降の具体的な取り組みの内容を見直します。また、社会経済の状況や環境の状況の変化をふまえ、実行計画の見直しを5年後に行うこととします。





資料編

- 1 現況推計方法
- 2 目標設定
- 3 用語解説



1 現況推計方法



■算定方法の基本的考え方

- •温室効果ガス排出量の算定方法は、「地方公共団体における地球温暖化対策の計画的な推進のための手引き」(環境省,2014(平成26)年)、「地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)策定マニュアル(第1版)簡易版」(環境省,2010(平成22)年)を元にしました。
- 今後の継続的な温室効果ガス排出量の推計が容易に実施できるように、可能な限り一般に入手可能な 統計データを使った算定方法を採用しました。

■算定方法

(1)エネルギー起源 CO₂

1) 産業部門

ア. 製造業

①製:	①製造業の炭素排出量(静岡県)/②製造品出荷額合計値(静岡県)×③製造品出荷額合計値(長泉町)-④製造品						
出	出荷額(従業者数 300 人以上)(長泉町)/⑤製造業の事業所数(従業者数 300 人以上)(長泉町)×⑥特定排出者						
の	事業所数(製造業)(長泉町) ×44/12+0	⑦特定排出 者	者のエネルギー起源 CO₂排出量(製造業)(長泉町)				
1	製造業の炭素排出量 (静岡県)	静岡県	都道府県別エネルギー消費統計				
2	製造品出荷額合計值(静岡県)	静岡県	工業統計				
3	製造品出荷額合計值(長泉町)	長泉町	工業統計(長泉町統計書)				
4	④ 製造品出荷額(従業者数 300 人以上)		工業統計				
(長泉町)							
(5)	⑤ 製造業の事業所数 (従業者数 300 人以		工業統計				
	上)(長泉町)						
6	特定排出者の事業所数(製造業)(長	長泉町	算定・報告・公表制度による開示データ				
	泉町)						
7	特定排出者のエネルギー起源 CO ₂ 排	長泉町	算定・報告・公表制度による開示データ				
	出量(製造業)(長泉町)						

イ. 建設業・鉱業

①建計	①建設業・鉱業の炭素排出量(静岡県)/②建設業・鉱業の就業者数(静岡県)×③建設業・鉱業の就業者数(長泉						
町)	町)×44/12						
1	① 建設業・鉱業の炭素排出量(静岡県) 静岡県 都道府県別エネルギー消費統計						
2	建設業・鉱業の就業者数(静岡県)	静岡県	経済センサス				
3	建設業・鉱業の就業者数(長泉町)	長泉町	経済センサス(長泉町統計書)				

ウ. 農林水産業

①農林水産業の炭素排出量(静岡県)/②農林水産業の就業者数(静岡県)×③農林水産業の就業者数(長泉町)×						
44/12						
1	農林水産業の炭素排出量(静岡県)	静岡県	都道府県別エネルギー消費統計			
2	農林水産業の就業者数(静岡県)	静岡県	経済センサス			
(3)	農林水産業の就業者数(長泉町)	長泉町	経済センサス(長泉町統計書)			

2) 家庭部門

	①民生家庭部門の炭素排出量(静岡県)/②住民基本台帳に基づく世帯数(静岡県)×住民基本台帳に基づく世帯数 (長泉町)×44/12						
1	① 民生家庭部門の炭素排出量(静岡県) 静岡県 都道府県別エネルギー消費統計						
2	② 住民基本台帳に基づく世帯数(静岡 静岡県 住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査 県)						
3							

3) 業務部門

①民	①民生業務部門の炭素排出量 (静岡県) /②業務部門の従業者数 (静岡県) ×②業務部門の従業者数 (長泉町) ×44/12					
1	① 業務部門の炭素排出量(静岡県) 静岡県 都道府県別エネルギー消費統計					
2	業務部門の従業者数(静岡県)	静岡県	経済センサス			
3	業務部門の従業者数 (長泉町)	長泉町	経済センサス(長泉町統計書)			

4) 運輸部門

ア. 旅客自動車

①旅	①旅客自動車の炭素排出量(全国)/②貨物自動車所有台数(全国)×③貨物自動車所有台数(長泉町)×44/12					
1	① 旅客自動車の炭素排出量(全国) 全国 総合エネルギー統計					
2	旅客自動車保有台数(全国)	全国	地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)策定 支援サイト"部門別 CO ₂ 排出量の現況推計"			
3	旅客自動車保有台数 (長泉町)	長泉町	地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)策定 支援サイト"部門別 CO ₂ 排出量の現況推計"			

イ. 貨物自動車

①旅	①旅客自動車の炭素排出量(全国)/②旅客自動車所有台数(全国)×③旅客自動車所有台数(長泉町)×44/12					
1	貨物自動車の炭素排出量 (全国)	全国	総合エネルギー統計			
2	貨物自動車保有台数(全国)	全国	地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)策定			
		支援サイト"部門別 CO₂排出量の現況推計"				
3	貨物自動車保有台数(長泉町)	長泉町	地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)策定			
			支援サイト"部門別 CO2排出量の現況推計"			

ウ. 鉄道

①鉄	①鉄道の炭素排出量 (全国) /②住民基本台帳に基づく人口 (全国) ×③住民基本台帳に基づく人口 (長泉町) ×44/12					
1	① 鐵道の炭素排出量(全国) 全国 総合エネルギー統計					
2	住民基本台帳に基づく人口(全国)	全国	住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査			
3	住民基本台帳に基づく人口(長泉町)	長泉町	住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査			

工. 船舶(国内)

※長泉町には船舶の運航がないため、この項目からの排出量はない。

(2)エネルギー起源 CO2 以外

1) 廃棄物

ア. 廃棄物の焼却に伴い発生する CO₂

	①長5	①長泉町の一般廃棄物の二酸化炭素排出量(地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)策定支援サイト"部					
	門別 CO ₂ 排出量の現況推計"算定結果)						
	1	一般廃棄物の二酸化炭素排出量 (長泉	長泉町	地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)策定			
町) 支援サイト"部門別 CO ₂ 排出量の現況推計"結果を							

■算定結果

(1) エネルギー起源 CO₂

1) 産業部門

ア. 製造業

年度	静岡県の 炭素排出量 (t-C)	静岡県の 製造品出荷額等 (万円)	長泉町の 製造品出荷額等 (万円)	長泉町の製造品 出荷額等(300 人以上)(万円)	長泉町の事業所 数(300 人以上)
2005 (H17)	4,105,365	1,732,274,434	27,576,007	16,838,317	5
2013 (H25)	3,288,222	1,569,913,099	32,989,337	13,507,728	5
2014 (H26)	3,205,000	1,605,072,356	37,866,181	13,745,527	4
2015 (H27)	3,095,181	1,637,204,164	43,757,027	13,745,527	4
2016 (H28)	3,025,375	1,613,217,845	39,924,497	12,720,083	4

ア. 製造業 (続き)

年度	特定排出者 (長泉町) の事 業所数	C→CO ₂ 換算係数	特定排出者 (長泉町)の CO ₂ 排出量 (t-CO ₂)	長泉町の CO ₂ 排出量 (t-CO ₂)
2005 (H17)	7	44/12	345,100	379,879
2013 (H25)	7	44/12	269,640	377,762
2014 (H26)	7	44/12	281,503	382,625
2015 (H27)	8	44/12	296,913	409,668
2016 (H28)	8	44/12	265,248	364,847

イ. 建設業・鉱業

年度	静岡県の 炭素排出量 (t-C)	静岡県の 従業者数 (人)	長泉町の 従業者数 (人)	C→CO ₂ 換算係数	長泉町の CO ₂ 排出量 (t-CO ₂)
2005 (H17)	80,006	128,108	1,316	44/12	3,014
2013 (H25)	99,438	129,354	1,408	44/12	3,969
2014 (H26)	99,000	109,464	1,200	44/12	3,979
2015 (H27)	97,003	109,464	1,200	44/12	3,899
2016 (H28)	94,565	109,464	1,200	44/12	3,801

ウ. 農林水産業

年度	静岡県の 炭素排出量 (t-C)	静岡県の 従業者数 (人)	長泉町の 従業者数 (人)	C→CO ₂ 換算係数	長泉町の CO ₂ 排出量 (t-CO ₂)
2005 (H17)	36,389	5,675	24	44/12	564
2013 (H25)	43,735	9,087	72	44/12	1,271
2014 (H26)	41,000	8,840	47	44/12	799
2015 (H27)	32,912	8,840	47	44/12	642
2016 (H28)	38,294	8,840	47	44/12	747

2) 家庭部門

年度	静岡県の 炭素排出量 (t-C)	静岡県の世帯数 (世帯)	長泉町の世帯数 (世帯)	C→CO ₂ 換算係数	長泉町の CO ₂ 排出量 (t-CO ₂)
2005 (H17)	1,441	1,381,349	15,031	44/12	57,513
2013 (H25)	1,748	1,518,772	16,164	44/12	68,212
2014 (H26)	1,631	1,530,499	16,324	44/12	63,785
2015 (H27)	1,560	1,544,095	16,427	44/12	60,846
2016 (H28)	1,546	1,557,733	16,667	44/12	60,660

3)民生・業務部門

年度	静岡県の 炭素排出量 (t-C)	静岡県の 従業者数 (人)	長泉町の 従業者数 (人)	C→CO ₂ 換算係数	長泉町の CO ₂ 排出量 (t-CO ₂)
2005 (H17)	1,387	30,498,242	290,740	44/12	43,641
2013 (H25)	1,500	31,053,876	294,309	44/12	78,001
2014 (H26)	1,586	31,581,014	294,609	44/12	76,046
2015 (H27)	1,562	32,005,987	294,650	44/12	74,290
2016 (H28)	1,581	32,188,474	311,421	44/12	71,657

4) 運輸部門

ア. 旅客自動車

年度	全国の 炭素排出量 (t-C)	全国の 旅客自動車台数 (台)	長泉町の 旅客自動車台数 (台)	C→CO ₂ 換算係数	長泉町の CO ₂ 排出量 (t-CO ₂)
2005 (H17)	33,939	57,823,515	19,798	44/12	42,630
2013 (H25)	32,962	59,530,649	20,307	44/12	41,905
2014 (H26)	32,975	61,237,782	20,815	44/12	40,355
2015 (H27)	31,955	59,399,137	21,079	44/12	40,364
2016 (H28)	32,508	60,161,385	21,599	44/12	40,276

イ. 貨物自動車

年度	全国の 炭素排出量 (t-C)	全国の 貨物自動車台数 (台)	長泉町の 貨物自動車台数 (台)	C→CO ₂ 換算係数	長泉町の CO ₂ 排出量 (t-CO ₂)
2005 (H17)	24,955	18,439,100	4,926	44/12	24,566
2013 (H25)	24,696	18,141,040	4,911	44/12	22,100
2014 (H26)	24,977	17,842,980	4,895	44/12	21,937
2015 (H27)	24,387	17,337,888	4,851	44/12	21,538
2016 (H28)	23,364	18,413,236	5,196	44/12	21,004

ウ.鉄道

J: 3112					
年度	全国の 炭素排出量 (t-C)	全国の 住民基本台帳 人口(人)	長泉町の 住民基本台帳 人口(人)	C→CO ₂ 換算係数	長泉町の CO ₂ 排出量 (t-CO ₂)
2005 (H17)	2,204	127,055,025	38,511	44/12	2,269
2013 (H25)	2,059	127,053,471	39,252	44/12	3,274
2014 (H26)	2,278	127,066,178	39,416	44/12	3,160
2015 (H27)	2,197	127,076,183	39,894	44/12	3,118
2016 (H28)	2,078	127,057,860	40,357	44/12	3,030

(2) エネルギー起源 CO₂以外

1) 廃棄物

ア. 廃棄物の焼却に伴い発生する CO₂

年度	長泉町の CO ₂ 排出量 (t-CO ₂)
2005 (H17)	1,145
2013 (H25)	1,136
2014 (H26)	1,263
2015 (H27)	1,097
2016 (H28)	987

(3) 合計

年度	長泉町の CO ₂ 排出量 (t-CO ₂)
2005 (H17)	555,221
2013 (H25)	597,630
2014 (H26)	593,949
2015 (H27)	615,462
2016 (H28)	567,009

2 用語解説



●あ行

一般廃棄物

産業廃棄物以外の廃棄物。「ごみ」と「し尿」に分類される。また、「ごみ」は商店・オフィス・レストランなどの事業活動によって生じた「事業系ごみ」と一般家庭の日常生活に伴って生じた「家庭系ごみ」に分類される。

雨水貯留槽

散水や防火用水等に利用するため、雨どいに接続して屋根に降った雨水を貯めるための容器のこと。

エコドライブ

省エネルギー、二酸化炭素や大気汚染物質の排出削減のための運転技術を指す概念。主な内容は、アイドリングストップの実施、経済速度の遵守、急発進や急加速、急ブレーキを控えること、適正なタイヤ空気圧の点検などがあげられる。

エネルギー基本計画

政府がエネルギー政策基本法に基づき策定する国 の中長期的なエネルギー政策の指針。エネルギー政 策の基本方針である3E+S(「安全性(Safety)」「安 定供給(Energy Security) 「効率性の向上(Economic Efficiency)」「環境への適合 (Environment)」) に則 り、国のエネルギー政策の基本的な方向性を示すも のである。2018 (平成 30) 年 7 月に閣議決定され た第6次計画では、2011 (平成23) 年に発生した 「東京電力福島第一原子力発電所事故の計画、反省 と教訓を肝に銘じて取り組むこと」等を原点として、 2030 (令和 12) 年、2050 (令和 32) 年に向けた方 針を示している。2030 (令和12) 年に向けた方針と しては、エネルギーミックスの確実な実現へ向けた 取り組みの更なる強化を行うこと、2050 (令和32) 年に向けた方針としては、エネルギー転換・脱炭素 化に向けた挑戦を掲げ、あらゆる選択肢の可能性を 追求していくこととしている。

温室効果ガス

地球の大気では、二酸化炭素(CO₂)などが温室のガラスに似た働きをするため、気温が上昇する。このような効果をもつガスを「温室効果ガス」といい、二酸化炭素のほか、メタン、亜酸化窒素、フロン類などがある。

か行

環境マネジメントシステム(EMS)

企業などの事業組織が法令の規制基準を遵守することにとどまらず、自主的・積極的に環境保全のためにとる行動を計画・実行・評価することをいう。そのため、環境保全に関する方針や目標、計画を定め、これを実行・記録し、その実行状況を点検して方針などを見直す一連の手続きを「環境マネジメントシ

ステム」という。

緩和

温室効果ガスの排出削減と吸収の対策を行うこと。 省エネルギーや再生可能エネルギーの普及、二酸化 炭素貯留(CCS)の普及、植物による二酸化炭素の 吸収源対策などがあげられる。一方、もうひとつの 地球温暖化対策として「適応」がある。

気候変動に関する政府間パネル(IPCC)

世界気象機関(WMO)と国連環境計画(UNEP)が 共同で設置した研究機関「気候変動に関する政府間 パネル (Intergovernmental Panel on Climate Change)」の略称。温室効果ガスの増加に伴う地球 温暖化の実態把握と、社会経済への影響の予測、対 策の検討が行われており、2014 (平成 26) 年には第 5次評価報告書が発行された。

京都議定書

1997 (平成 9) 年 12 月に京都で開催された気候変動枠組条約第 3 回締約国会議 (COP3: 京都会議)で採択された気候変動枠組条約の議定書。日本は1998 (平成 10) 年 4 月 28 日に署名、2002 (平成14) 年 6 月 4 日に批准した。先進締約国に対し、2008 (平成20)~2012 (平成24)年の第一約束期間における温室効果ガスの排出を1990 (平成2)年比で、平均5.2% (日本6%、アメリカ7%、EU8%など)削減することを義務付けている。2005 (平成17)年2月16日に発効した。日本では、総排出量に森林等吸収源及び京都メカニズムクレジットを加味すると5カ年平均で基準年度比8.4%減となり、目標値6%を達成した。

京都議定書目標達成計画

地球温暖化対策推進法第 8 条に基づいて、2005 (平成 17) 年 4 月に策定された。国、地方公共団体、事業者及び国民が講ずべき温室効果ガスの排出抑制等のための措置の基本的事項、計画の目標を達成するために必要な国及び地方公共団体の施策に関する事項などを定めた計画。

京都メカニズムクレジット

京都議定書の削減目標達成のための柔軟性措置。他国における排出削減量などをクレジット(排出権、排出枠)として取得し、自国の約束達成に用いることができる。クレジットを取得するためのしくみは「京都メカニズム」とよばれ、共同実施(JI)、クリーン開発メカニズム(CDM)、国際間の排出権取引がある。

高効率給湯器

エネルギーの消費効率に優れた給湯器。従来の瞬間型ガス給湯機に比べて設備費は高いが、二酸化炭素排出削減量やランニングコストの面で優れている。 潜熱回収型・ガスエンジン型・二酸化炭素冷媒ヒー トポンプ型などがある。

国連気候変動枠組条約

正式名称は「気候変動に関する国際連合枠組条約」。地球温暖化対策に関する取り組みを国際的に協調して行っていくため1992(平成4)年5月に採択され、1994(平成6)年3月に発効した。本条約は、気候系に対して危険な人為的影響を及ぼすこととならない水準において、大気中の温室効果ガス濃度を安定化することをその究極的な目的とし、締約国に温室効果ガスの排出・吸収目録の作成、地球温暖化対策のための国家計画の策定とその実施などの各種の義務を課している。

●さ行

再生可能エネルギー

エネルギー源として永続的に利用することができる再生可能エネルギー源を利用することにより生じるエネルギーの総称。具体的には、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマスなどをエネルギー源として利用することを指す。

里地里山

都市域と原生的自然との中間に位置し、人間の働きかけを通じて環境が形成されてきた地域。集落をとりまく二次林や植林、水田、畑、ため池などで構成される。最近では宅地などへの転用や管理不足により、里地里山の消失や質の低下が問題となっている。

次世代自動車

ハイブリッド車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル車、天然ガス自動車などを次世代自動車と呼ぶ。新車販売に占める次世代自動車の割合は、2013(平成 25)年度時点では 23%となっているが、国は 2030(令和 12)年までに $5\sim7$ 割にする目標を掲げている。

静岡県環境基本計画

静岡県環境基本条例 (1996 (平成8) 年3月制定) の基本理念である「健全で恵み豊かな環境の恵沢の享受と将来世代への継承」を図るため、1997 (平成9) 年3月に策定された。2011 (平成23) 年3月には第3次計画が策定された。

省エネナビ

現在のエネルギーの消費量を金額とともにモニターに表示する設備。

省エネルギー法

正式名称は「エネルギーの使用の合理化に関する法律」で、1979(昭和 54)年に制定された。工場・事業場などについてのエネルギーの使用の合理化に関する所要の措置等を講じることにより、国民経済の健全な発展に寄与することを目的としている。工場・事業所のエネルギー管理の仕組みや、自動車の燃費基準や電気機器などの省エネ基準におけるトップランナー制度、運輸・建築分野での省エネ対策な

どを定めている。

小水力発電

「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法 (新エネ法)」の対象では、出力 1,000kW 以下の比 較的小規模な発電設備を総称して「小水力発電」と 呼ぶ。用水路、小河川、道路脇の側溝の水流、水道 など、さまざまな水流を利用して発電を行うこと。

潜熱回収給湯器

従来型給湯器の一次熱交換器に加え、二次熱交換器を設置し、排気ガスから潜熱を回収することで、効率を向上させた給湯器のこと。従来のガス給湯器では排気ロスとなっていた潜熱(水蒸気として大気に放出されていた熱)を回収できるため、約80%が限界だった給湯効率を95%までに向上させている。

●た行

地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策 編)

「地球温暖化対策の推進に関する法律の第 19 条第 2 項に基づき、区域から排出される温室効果ガス削減のための実行計画(区域施策編)であり、都道府県、政令指定都市、中核市、特例市に策定義務がある。

地球温暖化対策地方公共団体実行計画(事務事業 編)

「地球温暖化対策の推進に関する法律の第 21 条第 1 項に基づき、都道府県及び市町村が作成する温室効果ガス削減のための実行計画(事務事業編)であり、都道府県及び市町村の事務事業から排出される温室効果ガスが対象となる。

地球温暖化対策の推進に関する法律

地球温暖化防止京都会議 (COP3) で採択された「京都議定書」を受けて、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みを定めたもの。1998 (平成 10) 年 10 月に公布され、1999 (平成 11) 年 4 月から施行されている。

地産地消

「地場生産・地場消費」を略した言葉で、「地域で とれた生産物をその地域で消費すること」をいう。 消費者の食料に対する安全・安心志向の高まりを背 景に、消費者と生産者の相互理解を深める取り組み として期待されている。

地中熱利用システム

地中の温度が 15℃程度であることを利用して給 湯や冷暖房、床暖房などに利用するシステム。

長期優良住宅認定制度

長期優良住宅とは、長期にわたり良好な状態で使用するための措置がその構造及び設備について講じられた優良な住宅のことをいう。当該住宅の建築及び維持保全に関する計画(長期優良住宅建築等計画)を作成し、所管行政庁の認定を受けることで、税制

上の優遇を受けることができる。

低炭素社会づくり行動計画

低炭素社会の実現に向けた具体的な施策を明らかにした計画で、2008(平成20)年7月に閣議決定された。同計画では、経済的手法を始めとした国全体を低炭素化へ動かすしくみや革新的な技術開発、ビジネススタイル・ライフスタイルの変革に向けた国民一人ひとりの行動を促すための取り組みについて記載しており、「2050(令和32)年までの長期目標として、我が国の温室効果ガスの排出量を現状から60~80%削減する」という目標を掲げている。

滴応

既に起こりつつある気候変動影響への防止・軽減のための備えと、新しい気候条件の利用を行うことを「適応」という。防災・減災対策や農作物の品種変更、熱中症や感染症への対策などがある。一方、もうひとつの地球温暖化対策として「緩和」がある。

●な行

燃料電池

水素と酸素を化学反応させて、直接、電気を発電する装置。燃料となる水素は、天然ガスやメタノールを改質して作るのが一般的である。酸素は大気中から取り入れる。また、発電と同時に発生する熱も生かすことができる。

●は行

バイオディーゼル燃料(BDF)

菜種油・ひまわり油・大豆油・コーン油などの廃てんぷら油を原油として燃料化プラントで精製して生まれる軽油代替燃料のことで、バイオマスエネルギーのひとつ。

バイオマス

エネルギー資源として利用できる生物体(植物、動物など)のこと。バイオマスのエネルギー利用としては、燃焼して発電を行うほか、アルコール発酵、メタン発酵などによる燃料化や、ユーカリなどの炭化水素を含む植物から石油成分を抽出する方法などがある。

ハイブリッド自動車

エンジンとモーターの二つの動力源を持ち、それぞれの利点を組み合わせて駆動することにより、省エネと低公害を実現する自動車。

パリ協定

2015 (平成 27) 年にフランスのパリで開催された 国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議 (COP21)で採択された京都議定書に代わる、2020 (令和 2) 年以降の気候変動問題に関する国際的な 枠組みで、世界最大の排出国である中国のほか、ア メリカ、EU、インド、ブラジル、メキシコなどの国・ 地域が締結し、2016 (平成 28) 年 11 月 4 日に発効 された (日本同年 11 月 8 日に締結)。パリ協定は、 世界共通の長期目標として世界の平均気温上昇を産 業革命以前に比べて 2℃より十分低く保ち、1.5℃に 抑える努力を追求することとし、歴史上はじめて途 上国を含む全ての参加国に、排出削減の努力(緩和 策)を求めている。また、気候変動及び気候変動に 対してとられる措置による影響があることを認め、 気候変動への適応の長期目標の設定、各国の適応計 画プロセスや行動の実施、適応報告書の提出・更新 など適応策についても記載されている。

ヒートアイランド

都市では高密度のエネルギーが消費されており、加えて都市の地面の大部分はコンクリートやアスファルトなどの乾燥した物質で覆われているため水分の蒸発による温度の低下がなく、日中蓄えた日射熱を夜間に放出するため、夜間気温が下がらない状態になる。この結果、都市部では郊外と比べて気温が高くなり等温線を描くとあたかも都市を中心とて「島」があるように見えることから、ヒートアイランド現象と呼ばれている。このような現象は東京などの大都市では既に日常生活の中で実感できる程までになっている。

ファルマバレープロジェクト (富士山麓先端健康産業集積プロジェクト)

静岡県が推進する「世界一の健康長寿県の形成」、「患者・家族」を中心とする考え方や「有徳の志」など、普遍的な価値観の回復と新たな価値の創造を目指すことを目的としたプロジェクト。静岡県東部地域の恵まれた交通インフラや自然環境、健康関連産業の集積を背景に、世界レベルの高度医療・技術開発を目指して先端的な研究開発を促進し、医療からウエルネス産業にいたる先端健康産業の振興と集積を図るもの。

ふじのくにエコショップ宣言

環境配慮の取り組み(例えば廃棄物の削減につながるサービス提供など)を行う県内の販売店、飲食店、宿泊施設を、「ふじのくにエコショップ宣言」登録店として県が登録し、その登録された情報を「ふじのくにエコショップ宣言ホームページ」に見やすく掲載して、そのような情報を求めている消費者に広く提供していくもの。

プラグインハイブリッド自動車 (PHV)

コンセントから差込プラグを用いて直接バッテリーに充電できるハイブリッドカーであり、ガソリン車と電気自動車の長所を併せ持っている。

●ま行

マイバッグ

レジ袋など容器包装廃棄物の発生抑制を図るため、 買い物時に使う繰り返し利用が可能なバッグ。環境 省などが運動を展開している。

緑のカーテン

ゴーヤやアサガオ類などのつる性植物をネットに絡ませて、カーテンやシェード風に仕立てたもの。 グリーンカーテンと呼ばれることもある。見た目が 涼しげなだけではなく、実際に周囲の気温や室温を 下げる効果があり、簡単にできる省エネ手法として 注目されている。

●ら行

リサイクル

廃棄物として処分される物を回収し、再生利用すること。紙、アルミ、ガラス、鉄、プラスチックなどの回収が行われている。

リサイクル率

ごみの総量(行政施設搬入量及び集団回収量)に対し、リサイクルされたごみ(資源物)の割合のことをいう。具体的には「直接資源化量+施設処理による資源化量+集団回収量/(総ごみ処理量+集団回収量)×100」で計算される値。

リデュース

廃棄物をリユース、リサイクルする前に、発生自体を抑制すること。使い捨て製品や不要な物を購入しないこと、廃棄物を分別・減量して発生量削減に努めることである。

リユース

使用を終えた製品を、形を変えずに他の利用法で 用いること。一例として、使用済みの容器を回収、 洗浄、再充填して繰り返し利用する「リターナブル びん」(ビールびん)や古着などがある。

●アルファベット

BEMS

ビル等の建物内で使用する電力消費量等を計測蓄積し、導入拠点や遠隔での「見える化」を図り、空調・照明設備等の接続機器の制御や電力使用ピークを抑制・制御する機能等を有するエネルギー管理システムのこと。

CSR(企業の社会的責任)

企業が利益を追求するだけでなく、組織活動が社会へ与える影響に責任をもち、あらゆるステークホルダー(利害関係者:消費者、投資家等、及び社会全体)からの要求に対して適切な意思決定をすることを指す。具体的には「安全で品質のよい製品を提供することにより社会に貢献していく」「環境に配慮して事業活動を改善していくこと」「関連法規が遵守される組織を構築すること」などがあげられる。

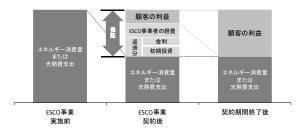
EM ぼかし

米ぬか、もみがら、糖蜜にEM菌(有効微生物群) を混ぜて発酵乾燥させたもの。生ごみにぼかし(発酵合成型有機堆肥)を使用して発酵させ、それを田畑や花壇に使用することで良質な有機肥料となる。

ESCO 事業

ビルや工場の省エネ化に必要な、「技術」・「設備」・「人材」・「資金」などのすべてを包括的に提供するサービス。省エネ効果を保証するとともに、省エネルギー改修に要した投資・金利返済・経費などが、すべて省エネルギーによる経費削減分で賄われるため、導入企業における新たな経済的負担はなく、契

約期間終了後の経費削減分はすべて顧客の利益となる。



ESCO 事業の実施前後による支出の内容

FEMS

(Factory Energy Management System)

工場のエネルギーを管理するシステムのこと。工場内の配電設備、空調設備、照明設備、製造ラインといった設備の電力使用量のモニターや制御を行います。コスト低減と CO₂ 排出抑制を目的として工場単位でエネルギーを最適化するシステムのこと。

HEMS

住宅のエアコンや給湯器、照明等のエネルギー消費機器、太陽光発電システムやガスコージェネレーションシステム(燃料電池等)などのエネルギー生産機器と、発電した電気等を備える蓄電池や電気自動車(EV)などの蓄エネ機器をネットワーク化し、居住者の快適やエネルギー使用量の削減を目的に、エネルギーを管理するシステムのこと。

LED

発光ダイオードとも呼ばれ、電圧を加えた際に発 光する半導体素子のこと。白熱電球などと比較した 場合、余計な発熱が少なく低電力で高輝度の発光が 得られる。また、寿命も白熱電球に比べてかなり長 い。今日では様々な用途に使用され、今後、蛍光灯 や電球に置き換わる光源として期待されている。

長泉町地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編) 改訂版

発 行 2021 (令和3) 年3月

編 集 長泉町くらし環境課

〒411-8668 駿東郡長泉町中土狩 828

TEL 055-989-5514 FAX 055-986-5905

http://japan.nagaizumi.org



長泉町地球温暖化対策地方公共団体実行計画 (区域施策編) 改訂版 長泉町くらし環境課

〒411-8668 駿東郡長泉町中土狩 828 TEL 055-989-5514 FAX 055-986-5905 http://www.town.nagaizumi.lg.jp/